

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律
外国船舶の所得税等免除に関する法律（大正十三年法律第六号）の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 国内源泉所得等に対する所得税等の非課税等（第二条—第四十三条）
- 第三章 國際運輸業に係る所得に対する所得税等の非課税（第四十四条—第四十六条）
- 第四章 罰則（第四十七条）
- 附則

第一章 総則

(趣旨)

この法律は、外国との相互主義に基づき、当該外国との間の二重課税を排除する等のため、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他の国税関係法律及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の特例等を定めるものとする。

第二章 国内源泉所得等に対する所得税等の非課税等（定義）

この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 国内 この法律の施行地をいう。
- 二 国外 この法律の施行地外の地域をいう。

三 外国居住者等 外国（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十年法律第四十六号）。以下この章において「租税条約等実施特例法」という。）第二条第一号に規定する租税条約の同条第三号に規定する相手国等以外の外国であつて、その法令により課される所得税又は法人税に相当する税に関する税に関する法律に規定する税に関する次条、第六条、第七条第一項から第六項まで及び第二十三項、第十一條第一項から第五項まで、第十四条第一項、第十五条（第十一項から第十八項まで、第二十五項、第二十八項、第二十九項及び第三十二項を除く）、第十八条第一項から第四項まで、第十九条第一項から第五項まで、第二十条第一項から第四項まで、第二十二条第一項及び第二項（第二十五条において準用する場合を含む。）、第二十三条第一項から第三項まで、第二十六条第一項から第四項まで、第二十八条第一項、第三十

二条第一項並びに第三十三条第一項の規定による所得税又は法人税に関する課税上の取扱いと同等の取扱いが行われ、かつ、その法令により課される租税に関する情報に関する情報に関する取扱いと同等の取扱いが行われる外国として政令で指定するものに限る。以下この章において同じ。）に住所を有する個人、当該外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人又はこれらに準ずる者で、政令で定めるもの（当該外国の権限のある機関を含む。）をいう。

四 居住者又は非居住者 それぞれ所得税法第二条第一項第三号又は第五号に規定する居住者又は非居住者をいう。

五 内国法人又は外国法人 それぞれ法人税法第二条第三号又は第四号に規定する内国法人又は外国法人をいい、それぞれ同条第八号に規定する人格のない社団等（第七条第三項において「人格のない社団等」という。）で、国内外に本店若しくは主たる事務所を有するもの又は国外に

本店若しくは主たる事務所を有するものを含む。

六 国内事業所等 次に掲げるものをいう。

イ 外国居住者等の国内にある建設、据付け若しくは組立ての工事又はこれらの指揮監督の役務の提供を行う場所その他これに準ずるものとして政令で定めるもの

ハ 外国居住者等の国内にある役務の提供を行う場所その他これに準ずるものとして政令で定めるもの

ニ 外国居住者等が国内に置く自己のために契約を締結する権限のある者で政令で定めるもの

七 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。

八 國際運輸業 國際航路又は國際航空路における船舶又は航空機の運航の事業をいう。

（双方居住者の取扱い）

この条において「双方居住者」という。）で次に掲げる場合のいずれかに該当するものは、所得税法及び地方税法の施行地に住所及び居所を有しないものとみなして、所得税法（第十五条及び第十六条を除く。）地方税法（住民税（道府県民税及び市町村民税をいう。以下この章において同じ。）又は事業税に係る部分に限る。）及びこの章の規定を適用する。

一 当該双方居住者の使用する恒久的な住居が国内又は当該外国のみに所在する場合

二 当該双方居住者の使用する恒久的な住居が国内及び当該外国に所在し、かつ、国内又は当該外国のうち当該外国と当該双方居住者により密接な人的及び経済的関係がある場合

三 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合において、当該双方居住者の有する常用の住居が国内又は当該外国のうち当該外国のみに所在するとき。

イ 当該双方居住者の使用する恒久的な住居が国内及び当該外国に所在する場合において、国内及び当該外国と当該双方居住者に人的及び経済的関係があるとき（国内又は当該外国のいずれかと当該双方居住者により密接な人的及び経済的関係がある場合を除く。）、又は国内及び当該外国と当該双方居住者による者を除く。）が当該

四 次に掲げる場合に該当する場合において、当該双方居住者（戸籍にある者を除く。）が当該

イ 前号又はロに掲げる場合のいずれかに該当する場合

ロ 当該双方居住者の有する常用的の住居が国内及び当該外国に所在し、又は国内及び当該外国に所在しない場合

二 双方居住者が前項各号に掲げる場合に該当しない場合における当該双方居住者の支払を受ける

三 第二十六条第一項第一号に定める所得、同条第二項第一号に定める所得及び同条第三項第一号に定める年金、第二十七条第一項各号に定める所得及び同条第三項各号に定める所得並びに第二十八条第一項各号に定める給付について、第二十六条から第二十八条までの規定は、適用しない。

（法人課税信託の受託者等に関するこの章の適用）

第四条 法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託（以下この項において「法人課税信託」という。）の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。）ごとに、それ

ぞ別の者とみなして、この章（第九条、第十三条、第十七条、第四十一条及び第四十二条の二を除く。）の規定を適用する。

二 所得税法第六条の二第二項及び第六条の三の規定は、前項の規定を前条、次条から第八条まで、第十条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで、第十八条から第二十八条まで、第三十三条まで、第三十五条から第三十九条まで、第四十二条及び第四十三条において適用する場合について準用する。

三 法人税法第四条の二第二項、第四条の三及び第四条の四の規定は、第一項の規定を次条から第七条まで、第十条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで、第十八条から第二十八条まで、第三十三条まで、第三十五条から第三十九条まで、第四十二条及び第四十三条において適用する場合について準用する。

四 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

（国内事業所等に関する所得税法等の特例）

第四条の二 外国居住者等については、所得税法第二条第一項第八号の四及び法人税法第二条第十二号の十九中「次に掲げるものを」とあるのは、「外国居住者等の所得に対する相互主義による

所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第二百四十四号）第二条第六号（定義）に規定する国内事業所等を「として、所得税法その他の規定又は法人税法その他法人税に関する法令の規定及びこの章の規定を適用する。（国内事業所等に関する地方税法の特例）」

第四条の三 外国居住者等については、地方税法第二十三条第一項第十八号中「次に掲げるものを」とあるのは、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第二百四十四号）第二条第六号に規定する国内事業所等を」と、同法第七十二条第五号及び第二百九十二条第一項第十四号中「次に掲げるものを」とあるのは、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二条第六号に規定する国内事業所等を」として、地方税法及びこれに基づく命令の規定並びにこの章の規定を適用する。

第五条 この章（この条、第四十一条及び第四十一条の二を除く。）の規定は、次の各号のいずれかに該当しない場合には、適用しない。

一 居住者又は内国法人の所得（この章（第二条から次条まで、第七条第七項から第二十二項まで及び第二十四項、第八条から第十条まで、第十一条第六項から第十三項まで、第十二条から第十四条まで、第十五条第一項から第十八項まで、第二十五項から第三十項まで及び第三十二項、第十六条、第十七条、第十八条第三項から第六項まで、第十九条第六項及び第七項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二条第二項から第五项まで、第二十三条第四項、第二十四条、第二十六条第四項及び第五項、第二十七条、第二十八条第二項並びに第二十九条から第四十三条までを除く。）の規定（以下この章において「所得税等の非課税等に関する規定」という。）により外國居住者等に対して所得税又は法人税を軽減し、又は課さないこととされる所得税等の非課税等に関する規定に規定する国内源泉所得（以下この号において「対象国内源泉所得」という。）に相当するものに限る。）で当該外國居住者等に係る外國の法令により当該外國において生じたものとされるものについて、当該外國において、所得税等の非課税等に関する規定により当該外國居住者等の対象国内源泉所得に対して所得税又は法人税に相当する税が軽減され、又は免除されること。

二 内国法人と当該内国法人に係る租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四第一項に規定する国外関連者（外國居住者等に該当するものに限る。以下この号において「特定国外関連者」という。）との間の取引につき同項の規定の適用がある場合において、当該特定国外関連者に係る外國の租税に関する権限のある機関が第十四条第一項の確認に係る事実に相当する事実を確認したならば、当該外國において当該取引に係る同法第六十六条の四第一項に規定する独立企業間価格に相当する金額を当該取引の対価の額として当該特定国外関連者に係る当該外國の租税の課税標準又は欠損の金額が計算されること。

三 外國の租税に関する権限のある機関が当該外國の法令に基づき更正（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。以下この章（第十三条及び第三十八条を除く。）において同じ。）に相当する処分を行うことができる期間を経過した後に第三十二条第一項の確認に係る事実に相当する事実を確認したとしたならば、当該期間の経過にかかるらず、当該外國において更正（納付すべき税額を減少させる更正又は同法第二条第六号ハに規定する純損失等の金額に相当する金額で同条第九号に規定する課税期間に相当する期間において生じたもの若しくは還付金の額を増加させる更正若しくはこれらの金額があるものとする更正に限る。）に相当する処分が行われること。

四 外國の租税に関する権限のある機関が当該外國の法令に基づき当該外國の租税（所得税法第二条第一項第十五号に規定する源泉徴収の方法に類する方法により課されるものに限る。以下この号において同じ。）に関する国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等に相当するものに係る当該外國の租税に関する権限のある機関に対する請求権が時効により消滅した後に第三十三条第一項の確認に係る事実に相当する事実を確認したとしたならば、当該請求権の

時効の完成にかかわらず、当該外國において当該外國の租税として納付すべき税額に相当する額と当該外國の租税として納付された金額に相当する額との差額が還付され、又は支給されること。

（所得税又は法人税の非課税等の制限）

第六条 外國居住者等が有する事業から生ずる所得（所得税等の非課税等に関する規定（この条の規定を除く。）の適用があるもののその他の政令で定めるものを除く。次項及び第三項において同じ。）で次に掲げるものに該当するもののうち、当該外國居住者等に係る外國においてその法令に基づき当該外國居住者等の所得として取り扱われるものについては、所得税を課さない。

一 所得税法第二百六十二条第一項第二号に掲げる国内源泉所得（同項第一号、第三号から第七号まで及び第十七号に掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。）

二 所得税法第二百六十二条第一項第六号に掲げる国内源泉所得のうち政令で定めるもの（同項第一号に掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。）

三 所得税法第二百六十二条第一項第七号（船舶又は航空機の貸付けによる対価に係る部分に限る。）に掲げる国内源泉所得（同項第一号に掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。）

四 所得税法第二百六十二条第一項第八号から第十号まで、第十一号（使用料に係る部分に限る。）及び第十三号から第十七号までに掲げる国内源泉所得（同項第一号に掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。）

第七条 外國居住者等が有する事業から生ずる所得（所得税等の非課税等に関する規定（この条の規定を除く。）の適用があるもののその他の政令で定めるものを除く。次項及び第三項において同じ。）で次に掲げるものに該当するもののうち、当該外國居住者等に係る外國においてその法令に基づき当該外國居住者等の所得として取り扱われるものについては、所得税を課さない。

（事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税等）

第八条 外國居住者等が有する事業から生ずる所得（所得税等の非課税等に関する規定（この条の規定を除く。）の適用があるもののその他の政令で定めるものを除く。次項及び第三項において同じ。）で次に掲げるものに該当するもののうち、当該外國居住者等に係る外國においてその法令に基づき当該外國居住者等の所得として取り扱われるものについては、所得税を課さない。

一 所得税法第二百六十二条第一項第二号に掲げる国内源泉所得（同項第一号、第三号から第七号まで及び第十七号に掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。）

二 所得税法第二百六十二条第一項第六号に掲げる国内源泉所得のうち政令で定めるもの（同項第一号に掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。）

三 所得税法第二百六十二条第一項第七号（船舶又は航空機の貸付けによる対価に係る部分に限る。）に掲げる国内源泉所得（同項第一号に掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。）

四 所得税法第二百六十二条第一項第八号から第十号まで、第十一号（使用料に係る部分に限る。）及び第十三号から第十七号までに掲げる国内源泉所得（同項第一号に掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。）

五 外國法人である外國居住者等が有する事業から生ずる所得で次に掲げるものに該当するもののうち、当該外國居住者等に係る外國においてその法令に基づき当該外國居住者等の所得として取り扱われるものについては、法人税を課さない。

一 法人税法第二百三十八条第一項第二号に掲げる国内源泉所得（同項第一号及び第三号から第六号までに掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。）

二 法人税法第二百三十八条第一項第四号に掲げる国内源泉所得のうち政令で定めるもの（同項第一号に掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。）

三 法人税法第二百三十八条第一項第五号（船舶又は航空機の貸付けによる対価に係る部分に限る。）に掲げる国内源泉所得（同項第一号に掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。）

四 法人税法第二百三十八条第一項第六号に掲げる国内源泉所得（同項第一号に掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。）

五 外國法人（外國に本店又は主たる事務所を有する法人（人格のない社団等を含む。以下この章において同じ。）に限る。以下この項において同じ。）が有する対象事業所得（事業から生ずる所得で第一項各号又は前項各号に掲げるものに該当するものをいう。以下この条において同じ。）のうち、当該外國においてその法令に基づき当該外國法人の法人税法第二条第十四号に規定する株主等（当該外國法人が人格のない社団等である場合の株主等に準ずる者を含む。以下この章において「株主等」という。）である当該外國に係る外國居住者等の所得として取り扱われる部分については、所得税又は法人税を課さない。

六 非居住者又は外國法人が有する対象事業所得のうち、当該非居住者又は外國法人に係る外國においてその法令に基づき当該非居住者又は外國法人が構成員となつてゐる当該外國において設立された團体の所得として取り扱われるものについては、所得税又は法人税を課さない。

七 非居住者又は外國法人が支払を受けた対象事業所得のうち、当該非居住者又は外國法人に係る外國においてその法令に基づき当該非居住者又は外國法人が構成員となつてゐる当該外

国において設立された団体の所得として取り扱われるもの（第七項及び第八項において「第三回国対象事業所得」という。）については、所得税法第二百十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第九条の三の二第一項、第四十一条の九第三項及び第四十一条の十二の二第一項から第三項までの規定の適用はないものとする。

6 居住者又は内國法人が支払を受ける対象事業所得のうち、外国においてその法令に基づき当該居住者又は内國法人が構成員となつてゐる当該外国において設立された団体の所得として取り扱われるもの（以下この条及び次条において「特定対象事業所得」という。）については、所得税法第七条第一項第四号、第一百七十四条、第一百七十五条、第一百八十二条、第二百四条第一項、第二百七条、第二百九条の二、第二百十条及び第二百二十二条第三項並びに租税特別措置法第九条の三の二第一項、第四十一条の九第二項及び第三項並びに第四十一条の十二の二第一項から第三項までの規定の適用はないものとする。

7 所得税法第七十二条第一項（第二号及び第三号を除く。）及び第三項の規定は、非居住者又は外國法人が第三回国対象事業所得（同法第一百六十五条又は法人税法第一百四十二条若しくは第一百四十二条の十の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける場合について準用する。

8 在の場合において、所得税法第一百七十二条第一項中「次条の規定による申告書を提出することができる場合を除き、その年の翌年三月十五日（同日前に国内に居所を有しないこととなる場合には、その有しないこととなる日）」とあるのは「その年の翌年三月十五日」と、同項第一号中「第一百七十条（税率）」とあるのは「第一百七十九条（外國法人に係る税率）」又は租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三条第一項（利子所得の分離課税等）、第八条の二第二項若しくは第三項（私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）、第九条の三（上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例）、第四十一条の九第一項（懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等）若しくは第四十一条の十第一項（定期積金の給付補填金等の分離課税等）」と、同項第四号中「国内における勤務」とあるのは「支払を受ける第三回国対象事業所得（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第七条第五項（事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税等）に規定する第三回国対象事業所得をいう。）」と、同項第三項中「非居住者」とあるのは「非居住者又は外國法人」と、「同項第三号」とあるのは「同項第一号」と、「金額（前項の規定の適用を受ける者については、当該金額と同項第三号に掲げる金額との合計額）」とあるのは「所得税の額」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

9 前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 申告不要第三回国対象配当等に係る配当所得の金額は、その年中の申告不要第三回国対象配当等の収入金額とする。

二 所得税法第一百六十五条第一項の規定により同法第六十九条の規定に準じて計算する場合に、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外國居住者等所得相互免除法」という。）にかかるもの）」とある。

10 国において設立された団体の所得として取り扱われるもの（第七項及び第八項において「第三回国対象事業所得」という。）については、所得税法第二百十二条第一項中「申告不要第三回国対象配当等に係る配当所得等の金額」とあるのは、「総所得金額（以下「申告不要第三回国対象配当等に係る配当所得等の金額」とする。）」とする。

11 所得税法第一百六十五条第一項の規定により同法第七十二条第一項に規定する申告不要第三回国対象配当等に係る配当所得等の金額（以下「申告不要第三回国対象配当等に係る課税配当所得等の金額」とする。）と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び申告不要第三回国対象配当等に係る課税配当所得等の金額の合計額」と、同項第二号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び申告不要第三回国対象配当等に係る課税配当所得等の金額の合計額」とする。

12 所得税法第二百六十四条第一項第一号に掲げる非居住者が支払を受けるべき第三回国対象事業所得で同号に定める国内源泉所得に該当するもの（租税特別措置法第八条の五第一項各号に掲げる利息等及び配当等に限る。以下この項及び次項第一号において「申告不要第三回国対象配当等」という。）に係る利子所得及び配当所得については、租税特別措置法第八条の五の規定は、適用しない。この場合において、当該申告不要第三回国対象配当等に係る利子所得又は配当所得については、所得税法第一百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その適用がある場合には、その適用後の金額（以下この項において「特定対象利子に係る利子所得の金額」という。）に対し、特定対象利子に係る利子所得の金額（次項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の十五の税率を乗じて計算した金額に相当する所得税を課す。

13 前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外國居住者等所得相互免除法」という。）第七条第十項（特定対象利子に係る分離課税）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額（以下この項において「特定対象利子に係る利子所得の金額」という。）」とする。

二 所得税法第六十九条の規定の適用については、同項第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額（特定対象利子に係る利子所得の金額を除く。）」とする。

三 所得税法第七十七条及び第七十二条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、特定対象利子に係る利子所得の金額」とする。

14 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節（税率）」とあるのは、「前節（税率）及び外国居住者等所得相互免除法第七条第十項（特定対象利子に係る分離課税）」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び特定対象利子に係る利子所得の金額（外國居住者等所得相互免除法第七条第十項第三号の規定により読み替えられた第七十二条から第八十七条まで（雜損控除等）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「特定対象利子に係る課税利子所得の

14

金額」という。)の合計額」と、同項第一号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び特定対象利子に係る課税利子所得の合計額」と、同項第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは、「課税総所得金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは、「その年分の所得税の額及び外國居住者等所得相互免除法第七条第十項(特定対象利子に係る分離課税)の規定による所得税の額」とする。

五 前各号に定めるもののか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他の前項後段の規定がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

六 居住者が支払を受けるべき特定対象事業所得のうち、租税特別措置法第八条の二第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等に該当するもの(以下この項及び次項第一号において「特定対象収益分配」という。)に係る配当所得については、同項第一項の規定は適用しない。この場合において、当該特定対象収益分配に係る配当所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条の規定にかかるわらず、他の所得と区分し、その年中の当該申告不要特定対象収益分配に係る配当所得の金額(以下この項において「特定対象収益分配に係る配当所得の金額」という。)に対し、特定対象収益分配に係る配当所得の金額(次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に百分の十五の税率を乗じて計算した金額に相当する所得税を課する。

13

一 特定対象収益分配に係る配当所得の金額は、その年中の特定対象収益分配の収入金額とする。

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(以下「外國居住者等所得相互免除法」という。)に係る所得の金額(以下この項において「特定対象収益分配に係る配当所得の金額」という。)とす。

三 所得税法第六十九条の規定の適用については、同項第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額(特定対象収益分配に係る分離課税)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額(以下「特定対象収益分配に係る配当所得の金額」という。)とす。

四 所得税法第七十七条及び第七十七条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、特定対象収益分配に係る配当所得の金額」とす。

五 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同項第一項中「前節(税率)」とあるのは、「前節(税率)及び外國居住者等所得相互免除法第七条第十四項(申告不要特定対象配当等に係る分離課税)に規定する申告不要特定対象配当等に係るもの」と、「前節(税率)」とあるのは、「前節(税率)及び外國居住者等所得相互免除法第七条第十四項」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び申告不要特定対象配当等に係る配当所得等の金額(外國居住者等所得相互免除法第七条第十五項第四号の規定により読み替えられた第七十二条から第八十七条まで(雜損控除等)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

六 所得税法第九十二条第一項中「前節(税率)」とあるのは、「前節(税率)及び外國居住者等所得相互免除法第七条第十二項(特定対象収益分配に係る分離課税)」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び特定対象収益分配に係る配当所得の金額(外國居住者等所得相互免除法第七条第十三項第四号の規定により読み替えられた第七十二条から第八十七条まで(雜損控除等)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とす。

七 所得税法第九十五条の規定の適用については、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び特定対象収益分配に係る課税配当所得の金額の合計額」と、同項第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは、「課税総所得金額に係る所得税額」と、同項第一号中「その年分の所得税の額」とあるのは、「その年分の所得税の額及び外國居住者等所得相互免除法第七条第十四項(申告不要特定対象配当等に係る分離課税)の規定による所得税の額」とする。

八 前各号に定めるもののか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例とあるのは、「課税総所得金額及び特定対象収益分配に係る課税配当所得の金額の合計額」と、同項第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは、「課税総所得金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その他の前項後段の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

12

金額」という。)に係る利子所得及び配当所得については、同条の規定は、適用しない。この場合において、当該申告不要特定対象配当等に係る利子所得又は配当所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条の規定にかかるわらず、他の所得と区分し、その年中の当該申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額に對する所得税の額は、当該申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額(同項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に百分の二十(租税特別措置法第八条の四第一項各号に掲げる利子等及び配当等にあつては、百分の十五)の税率を乗じて計算した金額に相当する金額とする。

14

一 前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

二 申告不要特定対象配当等に係る配当所得の金額は、その年中の申告不要特定対象配当等の収入金額とする。

三 所得税法第六十九条の規定の適用については、同項第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額(申告不要特定対象配当等に係る配当所得等の金額を除く。)」とする。

四 所得税法第七十七条及び第七十七条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、申告不要特定対象配当等に係る配当所得等の金額」とす。

五 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同項第一項中「ものを除く。」及び外國居住者等所得相互免除法第七条第十四項(申告不要特定対象配当等に係るもの)と、「前節(税率)」とあるのは、「前節(税率)及び外國居住者等所得相互免除法第七条第十四項」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び申告不要特定対象配当等に係る配当所得等の金額(外國居住者等所得相互免除法第七条第十五項第四号の規定により読み替えられた第七十二条から第八十七条まで(雜損控除等)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

六 居住者が支払若しくは交付を受け、又は受けるべき特定対象事業所得のうち、租税特別措置法第四十一条の九第一項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等に該当するもの(以下この項及び次項第一号において「特定対象懸賞金等」という。)に係る一時所得については、同項第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定対象懸賞金等に係る一時所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条の規定にかかるわらず、他の所得と区分し、その年中の当該特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額(以下この項において「特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額」という。)に対し、特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額(次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定にかかるわらず、他の所得と区分し、その年中の当該特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額)に百分の二十(租税特別措置法第八条の四第一項各号に掲げる利子等及び配当等に限る。以下この項及び次項第一号において「申告不要特定対象配当等」とい

第七十一条の八から第七十七条の二十一まで、第七十七条の二十六から第七十七条の四十三まで、第七十七条の四十七並びに第三百三十三条第十二項及び第十三項の規定は、適用しない。

二 道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定対象事業所得のうち、地方税法第二十三条第一項第十四号に掲げる利子等（同号口に規定する国外一般公社債等の利子等及び同号二に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。）に該当するものであつて前項の規定の適用を受けるもの（以下この条において「特例適用利子等」という。）については、同法第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかるわらず、他の所得と区分し、その前年中の当該特例適用利子等に係る利子所得の金額、配当所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額（以下この項及び第七項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の一（当該個人が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市（以下この条において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、百分の一）の税率を乗じて計算した金額に相当する道府県民税の所得割（地方税法第二十三条第一項第二号に掲げる所得割をいう。以下「道府県民税の所得割」という。）を課する。

三 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 特例適用利子等に係る利子所得の金額、配当所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額は、その前年中の特例適用利子等の収入金額及び総収入金額の合計額とする。

二 地方税法第二十三条第一項（第七号から第九号まで、第十一号イ（2）、第十二号口及び第十三号に係る部分に限る。）、第二十四条の五第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三十四条第一項（第十号の二に係る部分に限る。）及び第九項、第三十七条並びに附則第四条第四項及び第四条の二第四項の規定の適用については、同法第二十三条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第八条第二項に規定する特例適用利子等の額（以下「特例適用利子等の額」という。）と、同法第三十七条第一号中「課税山林所得金額」とあるのは「課税山林所得金額並びに特例適用利子等の額（外国居住者等所得相互免除法第八条第三項第四号の規定により読み替えられた第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

三 道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、前条第十一号、第十三項第三号、第十七項第三号及び第十九項第三号の規定により適用されるところによる。

四 地方税法第三十二条第九项（雑損失の金額に係る部分に限る。）並びに第三十四条第一項、所得金額、特例適用利子等の額」とする。

五 地方税法第三十七条、第三十七条の二第一項及び第十一項、第三十七条の三、第三十七条の四並びに附則第五条第一項、第五条の四第一項、第五条の二第一項及び第五条の五第一項の規定の適用については、同法第三十七条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び外国居住者等所得相互免除法第八条第二項の規定による道府県民税の所得割の額（以下「特例適用利子等に係る所得割の額」という。）」と、同法第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とあるのは「所得割の額」とあるのは「所得割の額」である。

六 道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定対象事業所得のうち、地方税法第二十三条第一項第十五号に掲げる特定配当等に該当するものであつて第一項の規定の適用を受けるもの（以下この条において「特例適用配当等」という。）については、同法第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかるわらず、他の所得と区分し、その前年中の当該特例適用配当等に係る利子所得の金額、配当所得の金額及び雑所得の金額の合計額（以下この項及び第九項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第六項第四号の規定により読み替えられた同法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の一（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）の税率を乗じて計算した金額に相当する道府県民税の所得割を課する。

七 前各号に定めるものほか、地方税法第四十五条の二の規定による申告に関する特例その他の前項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

八 前各号に定めるものと、道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定対象事業所得のうち、地方税法第二十三条第一項第十五号に掲げる特定配当等に該当するものであつて第一項の規定の適用を受けるもの（以下この条において「特例適用配当等」という。）について、同法第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかるわらず、他の所得と区分し、その前年中の当該特例適用配当等に係る利子所得の金額、配当所得の金額及び雑所得の金額の合計額（以下この項及び第九項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第六項第四号の規定により読み替えられた同法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の一（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）の税率を乗じて計算した金額に相当する道府県民税の所得割を課する。

九 前項の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る地方税法第四十五条の三第一項に規定する確定申告書に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

一 特例適用配当等に係る利子所得の金額、配当所得の金額及び雑所得の金額は、その前年中の特例適用配当等の収入金額とする。

二 地方税法第二十三条第一項（第七号から第九号まで、第十一号イ（2）、第十二号口及び第十三号に係る部分に限る。）、第二十四条の五第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三十四条第一項（第十号の二に係る部分に限る。）及び第九項、第三十七条並びに附則第四条第四項及び第四条の二第四項の規定の適用については、同法第二十三条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第八条第四項に規定する特例適用配当等の額（以下「特例適用配当等の額」という。）と、同法第三十七条第一号中「課税山林所得金額」とあるのは「課税山林所得金額並びに特例適用配当等の額（外国居住者等所得相互免除法第八条第六項第四号の規定により読み替えられた第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

三 道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、前条第十五項第三号の規定により適用されるところによる。

四 地方税法第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）並びに第三十四条第一項、第二項及び第十一項の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、特例適用配当等の額」とする。

五 地方税法第三十七条、第三十七条の二第一項及び第十一項、第三十七条の三、第三十七条の四並びに附則第五条第一項、第五条の四第一項、第五条の二第一項及び第五条の五第一項の規定の適用については、同法第三十七条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び外国居住者等所得相互免除法第八条第四項の規定による道府県民税の所得割の額（以下「特例適用配当等に係る所得割の額」という。）」と、同法第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるいは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と、「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは、「当該所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び特例適用配当等の額（外国居住者等所得相互免除法第八条第八項第四号の規定により読み替えられた第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」と、同法第三十七条第三及び第三十七条の四並びに附則第五条第一項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び特例適用配当等に係る所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは、「当該所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び特例適用配当等の額（外国居住者等所得相互免除法第八条第六項第四号の規定により読み替えられた第三十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

六 地方税法附則第三条の三第一項、第二項及び第五項の規定の適用については、同法第三項中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と、同法第二項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは、「適用した場合の所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、同法第一号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と、同法第二号及び同法第五条第三号中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」とする。

七 地方税法附則第五条の八及び第五条の十二の規定の適用については、同法附則第五条の八第一項及び第五条の十二第一項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、同法附則第五条の八第一号及び第五条の十二第二項第一号中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額の合計額」とする。

八 前各号に定めるもののほか、第四項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定の適用に必要な事項は、政令で定める。

九 特例適用利子等に係る利子所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。

二 地方税法第一百九十二条第一項（第七号から第九号まで、第十一号イ（2）、第十二号ロ及び第十三号に係る部分に限る。）、第二百九十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第三项、第三百四十四条の二第一項（第十号の二に係る部分に限る。）及び第九項 第三百四十四条

の六並びに附則第四条第十項及び第四条の二第十項の規定の適用については、同法第二百九十二条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第八条第二項に規定する特例適用利子等の額（以下「特例適用利子等の額」という。）」と、同法第三百二十四条の六第一号中「課税山林所得金額並びに特例適用利子等の額（外国居住者等所得相互免除法第八条第八項第四号の規定により読み替えられた第三百二十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

三 市町村民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、前条第十一項第二号、第十三項第三号、第十七項第三号及び第十九項第三号の規定により適用されるところによる。

四 地方税法第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）並びに第三百二十四条の二第一項、第二項及び第十一項の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、特例適用利子等の額」とする。

五 地方税法第三百二十四条の六、第三百二十四条の七第一項及び第三百二十四条の八、第三百二十四条の九第一項並びに附則第五条第三項、第五条の四第六項、第五条の四第二項の規定の適用については、同法第三百二十四条の六中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び外国居住者等所得相互免除法第八条第七項の規定による市町村民税の所得割の額（以下「特例適用利子等に係る所得割の額」という。）」と、同法第三百二十四条の七第一項、第二項及び第十一項の規定の適用については、同法第三百二十四条の六中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額」と、「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び特例適用利子等に係る所得割の額の合計額」と、同法第三百二十四条の九第一項並びに附則第五条第三項中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」と、「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは、「当該所得割の額及び特例適用利子等に係る所得割の額の合計額」と、同法第三百二十四条の九第一項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額」と、「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び特例適用利子等の額（外国居住者等所得相互免除法第八条第八項第四号の規定により読み替えられた第三百二十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」と、同法附則第五条の四第六項及び第五条の四第二項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額」と、「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び特例適用利子等に係る所得割の額の合計額」と、同法附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額」と、「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び特例適用利子等に係る所得割の額の合計額」とする。

六 地方税法附則第三条の三第二項、第四項及び第五項の規定の適用については、同法第二項第三号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び特例適用利子等の額（外国居住者等所得相互免除法第八条第八項第四号の規定により読み替えられた第三百二十四条の九第一項並びに附則第五条の四第二項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは、「当該所得割の額及び特例適用利子等に係る所得割の額の合計額」と、同法第三百二十四条の九第一項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額」と、「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び特例適用利子等に係る所得割の額の合計額」と、同法附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額」と、「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び特例適用利子等に係る所得割の額の合計額」とする。

七 地方税法附則第五条の八及び第五条の十二の規定の適用については、同法附則第五条の八第一号及び第五条の十二第二項第二号中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び特例適用利子等に係る所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは、「当該所得割の額及び特例適用利子等に係る所得割の額の合計額」と、同法附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額」と、「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び特例適用利子等に係る所得割の額の合計額」とする。

八 前各号に定めるもののほか、地方税法第三百十七条の二の規定による申告に関する特例その他の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 特例適用利子等に係る利子所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。

二 地方税法第一百九十二条第一項（第七号から第九号まで、第十一号イ（2）、第十二号ロ及び第十三号に係る部分に限る。）、第二百九十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第三项、第三百四十四条の二第一項（第十号の二に係る部分に限る。）及び第九項 第三百四十四条

他前項の規定の適用がある場合における市町村民税に関する規定の適用に関する規定に關し必要な事項は、政令で定める。

三 市町村民税に住所を有する個人が支払を受けるべき特例適用利子等について、地方税法第三百三十三条第一項及び第二項並びに第三百二十四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その

国居住者等のその年分の所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得につき同法第一百六十五条第一項の規定により準じて計算した同法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額若しくは総収入金額に算入すべき金額が過大となる場合若しくは必要経費に算入すべき金額若しくは支出した金額に算入すべき金額が過少となる場合は当該事業年度の法人税法第一百四十二条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上益金の額に算入すべき金額が過大となる場合若しくは損金の額に算入すべき金額が過少となる場合における当該内部取引に限る。以下この条において「特定内部取引」という。)につき、当該外国居住者等に係る外国の租税に関する権限のある機関が、当該外国居住者等に係る当該外国の租税の額の計算上控除する金額(所得税法第九十五条第一項に規定する国外所得金額(同条第四項第一号に掲げる国外源泉所得に係るものに限る。)又は法人税法第六十九条第一項に規定する国外所得金額(同条第四項第一号に掲げる国外源泉所得に係るものに限る。)に相当する金額に係るものに限る。)の計算に関して、当該特定内部取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従つて行われるとした場合に当該特定内部取引の対価の額とされるべき額は独立企業間価格であると認めたことにつき総務省令、財務省令で定めるところにより国税庁長官の確認を受けたときは、当該外国居住者等のその年分の所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得に係る同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該特定内部取引は、独立企業間価格によるものとする。

前項に規定する独立企業間価格とは、次の各号に掲げる外国居住者等の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

1 非居住者である外国居住者等に係る特定内部取引の対価の額とされるべき額は独立企業間価格である。

2 外国法人である外国居住者等に係る特定内部取引の対価の額とされるべき額は独立企業間価格である。

3 第一項の規定の適用がある場合における特定内部取引の対価の額と該特定内部取引に係る同項に規定する独立企業間価格との差額は、外国法人である外国居住者等の各事業年度の法人税法第百四十二条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

4 前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(国際運輸業に係る所得に対する所得税又は法人税の非課税)

第十一條 国際運輸業を営む外国居住者等が有する当該国際運輸業に係る所得で所得税法第百六十一条第一項又は法人税法第百三十八条第一項に規定する国内源泉所得に該当するもの(次項から第五項までにおいて「対象国際運輸業所得」という。)のうち、当該外国居住者等に係る外国においてその法令に基づき当該外国居住者等の所得として取り扱われるものについては、所得税又は法人税を課さない。

2 外国法人(外国に本店又は主たる事務所を有する法人に限る。以下この項において同じ。)が有する対象国際運輸業所得のうち、当該外国においてその法令に基づき当該外国法人の株主等である当該外国に係る外国居住者等の所得として取り扱われる部分については、所得税又は法人税を課さない。

3 非居住者又は外国法人が有する対象国際運輸業所得のうち、当該非居住者又は外国法人に係る外国においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつてゐる当該外国において設立された团体の所得として取り扱われるものについては、所得税又は法人税を課さない。

4 非居住者又は外国法人が支払を受ける対象国際運輸業所得のうち、当該非居住者又は外国法人に係る国以外の外国においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつてゐる当該外国において設立された团体の所得として取り扱われるもの(第六項及び第七項において「第三国団体対象国際運輸業所得」という。)については、所得税法第二百十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第九条の三の二第一項、第四十二条の九第三項及び第四十二条の十二第二項から第三項までの規定の適用はないものとする。

5 居住者又は内国法人が支払を受ける対象国際運輸業所得のうち、外国においてその法令に基づき当該居住者又は内国法人が構成員となつてゐる当該外国において設立された团体の所得として取り扱われるもの(第八項から第十二項まで及び次条において「特定対象国際運輸業所得」といふ。)については、所得税法第七条第一項第四号、第一百七十四条、第一百七十五条、第一百八十二条の二、第二百九条の二、第二百十条及び第二百十二条第三項並びに租税特別措置法第九条の三の二第一項、第四十二条の九第二項及び第三項並びに第四十二条の十二第二項から第三項までの規定の適用はないものとする。

6 第七条第七項の規定は、非居住者又は外国法人が第三国団体対象国際運輸業所得(所得税法第一百六十五条又は法人税法第一百四十二条若しくは第百四十二条の十の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける場合について準用する。この場合において、同項中「受ける第三国団体対象事業所得」とあるのは「受けれる第三国団体対象国際運輸業所得」と、「第七条第五項(事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税等)」に規定する第三国団体対象事業所得」とあるのは「第十一條第四項(国際運輸業に係る所得に対する所得税又は法人税の非課税)」に規定する第三国団体対象国際運輸業所得」と読み替えるものとする。

7 第七条第八項及び第九項の規定は、所得税法第百六十四条第一項第一号に掲げる非居住者が支払を受けるべき申告不要第三国団体対象配当等(第三国団体対象国際運輸業所得で同号に定める国内源泉所得に該当するもの(租税特別措置法第八条の五第一項各号に掲げる利子等及び配当等に限る。)をいふ。)に係る利子所得及び配当所得について準用する。この場合において、第七条第九項第二号及び第四号中「第七条第八項」とあるのは「第十一條第七項(申告不要第三国団体対象配当等に係る分離課税)」において準用する外国居住者等所得相互免除法第七条第八項」と、同号中「第七条第九項第三号」とあるのは「第十一條第七項において準用する外国居住者等所得相互免除法第七条第九項第三号」と読み替えるものとする。

8 第七条第十項及び第十一項の規定は、居住者が支払を受けるべき特定対象利子(特定対象国際運輸業所得のうち、租税特別措置法第三条第一項に規定する一般利子等に該当するものをいふ。)に係る利子所得について準用する。この場合において、第七条第十一項第一号及び第四号中「第七条第十項」とあるのは「第十一條第八項(特定対象利子に係る分離課税)」において準用する外国居住者等所得相互免除法第七条第十項」と、同号中「第七条第十一項第三号」とあるのは「第十一條第八項において準用する外国居住者等所得相互免除法第七条第十一項第三号」と読み替えるものとする。

9 第七条第十二項及び第十三項の規定は、居住者が支払を受けるべき特定対象収益分配(特定対象国際運輸業所得のうち、租税特別措置法第八条の二第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等に該当するものをいふ。)に係る配当所得について準用する。この場合において、第七条第十三項第二号及び第五号中「第七条第十二項」とあるのは「第十一條第九項(特定対象収益分配に係る分離課税)」において準用する外国居住者等所得相互免除法第七条第十二項」と、同号中「第七条第十三項第四号」とあるのは「第十一條第九項において準用する外国居住者等所得相互免除法第七条第十三項第四号」と読み替えるものとする。

10 第七条第十四項及び第十五項の規定は、居住者が支払を受けるべき申告不要特定対象配当等(特定対象国際運輸業所得のうち、租税特別措置法第八条の五第一項各号に掲げる利子等及び配当等に該当するものをいふ。)に係る利子所得及び配当所得について準用する。この場合において、第七条第十五項第二号及び第五号中「第七条第十四項」とあるのは「第十一條第十項(申告不要特定対象配当等に係る分離課税)」において準用する外国居住者等所得相互免除法第七条第十項」と、同号中「第七条第十五項第四号」とあるのは「第十一條第十項において準用する居住者等所得相互免除法第七条第十五項第四号」と読み替えるものとする。

11 第七条第十六項及び第十七項の規定は、居住者が支払若しくは交付を受け、又は受けるべき特定対象懸賞金等(特定対象国際運輸業所得のうち、租税特別措置法第四十二条の九第一項に規定する懸賞金付預貯金等に該当するものをいふ。)に係る一時所得について準用する。この場合において、第七条第十七項第二号及び第五号中「第七条第十六項」とあるのは「第十一條第十項(申告不要特定対象配当等に係る分離課税)」において準用する居住者等所得相互免除法第七条第十六項」と、同号中「第七条第十七項第四号」と読み替えるものとする。

条第十一項（特定対象懸賞金等に係る分離課税）において準用する外国居住者等所得相互免除法第七条第十六項」と、同号中「第七条第十七項第四号」とあるのは「第十一條第十一項において準用する外国居住者等所得相互免除法第十九項及び第十九項の規定は、居住者が支払を受けるべき特定対象給付補填金等（特定対象国際運輸業所得のうち、租税特別措置法第四十一条の第一項に規定する給付補填金等に該当するものをいう。）に係る譲渡所得、一時所得及び雑所得について準用する。この場合において、第七条第十九項第二号及び第五号中「第七条第十八項」とあるのは「第十一條第十二項（特定対象給付補填金等に係る分離課税）において準用する外国居住者等所得相互免除法第七条第十八項」と、同号中「第七条第十九項第四号」とあるのは「第十一條第十二項において準用する外國居住者等所得相互免除法第七条第十九項第四号」とあるのは「第十一條第十二項において準用する外國居住者等所得相互免除法第七条第十九項第四号」と読み替えるものとする。

前各項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

（国際運輸業に係る所得に対する事業税の非課税等）

第十二条 道府県は、国際運輸業を営む外国居住者等が有する当該国際運輸業に係る所得で法人税法第一百四十二条第一号イ及びロに掲げる国内源泉所得に該当するもの（地方税法第七十二条の十二第一号に規定する付加価値額及び同条第二号に規定する資本金等の額を含む。以下この条において「対象国際運輸業所得」という。）のうち、当該外国居住者等に係る外国においてその法令に基づき当該外国居住者等の所得（所得以外のもので外国の事業税に相当する税の課税標準とされており得るもの）として取り扱われるものについては、事業税を課することができない。

道府県は、外国法人（外国に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人に限る。以下この項において同じ。）が有する対象国際運輸業所得のうち、当該外国においてその法令に基づき当該外国法人の株主等である当該外国に係る外国居住者等の所得（所得以外のもので外国の事業税に相当する税の課税標準とされているものを含む。）として取り扱われる部分については、事業税を課することができない。

道府県は、非居住者又は外国法人が有する対象国際運輸業所得のうち、当該非居住者又は外国法人に係る外国においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつてゐる当該外国人において設立された団体の所得（所得以外のもので外国の事業税に相当する税の課税標準とされているものを含む。）として取り扱われるものについては、事業税を課することができない。

住民税の納稅義務者が支払を受ける特定対象国際運輸業所得については、地方税法第二十四条第一項第五号及び第六号、第三十二条第十二項及び第十三項、第七十七条の五、第七十七条の六、第七十二条の八から第七十七条の二十二まで、第七十七条の二十六から第七十七条の四十三まで、第七十七条の四十七並びに三百十三条第十二項及び第十三項の規定は、適用しない。

第八条第二項及び第三項の規定は、道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定対象国際運輸業所得のうち、地方税法第二十三条第一項第十四号に掲げる利子等（同号ロに規定する国外一般公社債等の利子等及び同号ニに規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。）に該当するものであつて前項の規定の適用を受けるもの（第七項において「特例適用利子等」という。）に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について準用する。

この場合において、第八条第三項第二号中「第八条第二項」とあるのは「第十二條第五項において準用する外国居住者等所得相互免除法第八条第二項」と、「第八条第三項第四号」とあるのは「第十一條第八項において準用する前条第十九項第三号」と、「第八条第三項第三号」とあるのは「第十一條第十九項第三号」とあるのは「第十一條第十九項第四号」とあるのは「第十一條第十九項第四号」と読み替えるものとする。

（国際運輸業に係る所得に対する事業税の非課税等）

第十三条 第九条第一項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が支払を受ける前条第五項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について準用する。この場合において、第九条第一項中「第八条第二項」とあるのは、「第十二條第五項において準用する同法第八条第四項」と読み替えるものとする。

第九条第二項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が支払を受ける前条第六項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について準用する。この場合において、第九条第一項中「第八条第二項」とあるのは、「第十二條第六項において準用する同法第八条第四項」と読み替えるものとする。

前条第十三項第三号、第十一條第十一項において準用する前条第十七項第三号及び第十一條第十九項第四号」と読み替えるものとする。

二項において準用する前条第十九項第三号」と、「第八条第三項第四号」とあるのは「第十二條第五項において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第三項第四号」と、同項第十三項第三号中「前条第十一項第二号」と、「第十三項第三号」、「第十七項第三号」及び「第十九項第三号」とあるのは「第十二條第五項」とあるのは「第十二條第五項」と読み替えるものとする。

第八条第三項の規定は、道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定対象国際運輸業所得のうち、地方税法第二十三条第一項第十五号に掲げる特定配当等に該当する

ものであつて第四項の規定の適用を受けるもの（第八項において「特例適用配当等」という。）に係る利子所得、配当所得及び雑所得について準用する。この場合において、第八条第六項第二号中「第八条第四項」とあるのは「第十二條第六項において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第四項」と、「第八条第六項第四号」とあるのは「第十二條第六項において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第六項第四号」と、同項第三号中「前条第十五項第三号」とあるのは「第十一條第十項において準用する前条第十五項第三号」と、同項第五号中「第八条第四項」とあるのは「第十二條第六項において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第四項」と、「第八条第六項第四号」とあるのは「第十二條第六項において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第六項第四号」と読み替えるものとする。

第八条第七項及び第八項の規定は、市町村内に住所を有する個人が支払を受けるべき特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について準用する。この場合において、同項第二号中「第八条第二項」とあるのは「第十二條第七項において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第二項」と、「第八条第八項第四号」とあるのは「第十二條第七項において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第八項第四号」と、同項第三号中「前条第十一項第二号、第十三項第三号、第十七項第三号及び第十九項第三号」とあるのは「第十二條第七項において準用する前条第十一項第二号、第十一條第九項において準用する前条第十三項第三号、第十一條第十一項において準用する前条第十七項第三号及び第十一條第十二項において準用する前条第十九項第三号」と、「第八条第七項」とあるのは「第十二條第七項において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第七項」と、「第八条第八項第七項」とあるのは「第十二條第七項において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第八項第七項」と、「第八条第八項第四号」とあるのは「第十二條第七項において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第八項第四号」と読み替えるものとする。

第八条第九項から第十一項までの規定は、市町村内に住所を有する個人が支払を受けるべき特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得について準用する。この場合において、同項第二号中「第八条第四項」と、「第八条第十一項第四号」とあるのは「第十二條第六項において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第四項」と、「第八条第十一項第四号」とあるのは「第十二條第八項において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第八項」と、「第八条第八項第四号」と、同項第三号中「前条第十五項第三号」とあるのは「第十一條第十項において準用する前条第十五項第三号」と、「第八条第八項第四号」とあるのは「第十二條第七項において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第八項第四号」と読み替えるものとする。

第八条第九項」と、「第八条第十一項第四号」とあるのは「第十二條第八項において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第八項」と、「第八条第十一項第四号」とあるのは「第十二條第八項において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第八項」と、「第八条第八項第四号」と読み替えるものとする。

（国際運輸業に係る所得に対する国民健康保険税の課税の特例）

第十四条 居住者又は内國法人が当該居住者又は当該内國法人に係る外國関連者（外國居住者等で、当該居住者又は当該内國法人との間に政令で定める特殊の関係（第四項において「特殊の關係」という。）のあるものをいう。以下この条において同じ。）との間で資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引を行ふ場合に、当該取引（当該居住者若しくは当該内國法人が当該外國関連者から支払を受ける対価の額が独立企業間価格を超える場合又は当該居住者若しくは当該内國法人が当該外國関連者に支払う対価の額が独立企業間価格に満たない場合における当該取

前条第十三項第三号、第十一條第十一項において準用する前条第十七項第三号及び第十一條第十九項第四号」と読み替えるものとする。

二項において準用する前条第十九項第三号」と、「第八条第三項第二項」とあるのは「第十二條第五項において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第三項第二項」と、「第八条第三項第四号」とあるのは「第十二條第五項」とあるのは「第十二條第五項」と読み替えるものとする。

第八条第三項の規定は、道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定対象国際運輸業所得のうち、地方税法第二十三条第一項第十五号に掲げる特定配当等に該当する

ものであつて第四項の規定の適用を受けるもの（第八項において「特例適用配当等」という。）に係る利子所得、配当所得及び雑所得について準用する。この場合において、第八条第六項第二号中「第八条第四項」とあるのは「第十二條第六項において準用する前条第十五項第三号」と、同項第五号中「第八条第四項」とあるのは「第十二條第六項において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第六項第四号」とあるのは「第十二條第六項において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第六項第四号」と、「第八条第六項第四号」とあるのは「第十二條第六項において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第六項第四号」と読み替えるものとする。

第八条第七項及び第八項の規定は、市町村内に住所を有する個人が支払を受けるべき特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について準用する。この場合において、同項第二号中「第八条第二項」とあるのは「第十二條第七項において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第二項」と、「第八条第八項第四号」とあるのは「第十二條第七項において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第八項第四号」と、同項第三号中「前条第十一項第二号、第十三項第三号、第十七項第三号及び第十九項第三号」とあるのは「第十二條第七項において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第七項」と、「第八条第七項」とあるのは「第十二條第七項において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第七項」と、「第八条第八項第七項」とあるのは「第十二條第七項において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第八項第七項」と、「第八条第八項第四号」とあるのは「第十二條第七項において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第八項第四号」と読み替えるものとする。

第八条第九項から第十一項までの規定は、市町村内に住所を有する個人が支払を受けるべき特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得について準用する。この場合において、同項第二号中「第八条第四項」と、「第八条第十一項第四号」とあるのは「第十二條第六項において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第四項」と、「第八条第十一項第四号」とあるのは「第十二條第八項において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第八項」と、「第八条第八項第四号」と、同項第三号中「前条第十五項第三号」とあるのは「第十一條第十項において準用する前条第十五項第三号」と、「第八条第八項第四号」とあるのは「第十二條第七項において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第八項」と、「第八条第八項第四号」とあるのは「第十二條第七項において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第八項」と、「第八条第八項第四号」とあるのは「第十二條第七項において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第八項第四号」と読み替えるものとする。

第八条第九項」と、「第八条第十一項第四号」とあるのは「第十二條第八項において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第八項」と、「第八条第十一項第四号」とあるのは「第十二條第八項において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第八項」と、「第八条第八項第四号」と読み替えるものとする。

（国際運輸業に係る所得に対する国民健康保険税の課税の特例）

第十四条 居住者又は内國法人が当該居住者又は当該内國法人に係る外國関連者（外國居住者等で、当該居住者又は当該内國法人との間に政令で定める特殊の関係（第四項において「特殊の關係」という。）のあるものをいう。以下この条において同じ。）との間で資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引を行ふ場合に、当該取引（当該居住者若しくは当該内國法人が当該外國関連者から支払を受ける対価の額が独立企業間価格を超える場合又は当該居住者若しくは当該内國法人が当該外國関連者に支払う対価の額が独立企業間価格に満たない場合における当該取

引に限る。以下この条において「外国関連取引」という。)につき、当該外国関連者に係る外国の租税に関する権限のある機関が、当該外国関連者に係る当該外国の租税の課税標準又は欠損の金額の計算に関する権限について、当該外国関連取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従つて行われた場合に当該外国関連取引につき支払われるべき対価の額は独立企業間価格であると認められたことにつき総務省令、財務省令で定めるところにより国税庁長官の確認を受けたときは、当該居住者の各年分の所得又は当該内国法人の各事業年度の所得に係る所得税法その他所得税に関する法令の規定又は法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、当該外国関連取引は、独立企業間価格で行われたものとみなす。

前項に規定する独立企業間価格とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める額をいう。

1 居住者 当該居住者に係る外国関連者との間の取引につき支払われるべき対価の額について

2 内国法人 当該内国法人に係る外国関連者との間の取引につき支払われるべき対価の額について

3 内国法人 当該内国法人に係る外国関連者との間の取引につき支払われるべき対価の額について

4 居住者 又は内国法人が当該居住者又は内国法人に係る外国関連者との取引を他の者(当該居住者は又は内国法人に係る他の外国関連者及び当該外国関連者と特殊の関係のある居住者又は内国法人を除く。以下この項において「非関連者」という。)を通じて行う場合として政令で定める場合における当該居住者又は内国法人と当該非関連者との取引は、当該居住者又は内国法人の外国連取引とみなして、第一項の規定を適用する。

5 前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等)

第十五条规定 外国居住者等が支払を受ける対象配当、対象利子又は対象使用料で所得税法第六十一条第一項に規定する国内源泉所得に該当するもの(以下第九項までにおいて「対象配当等」といひ、次項の規定の適用があるものを除く。)のうち、当該居住者等に係る外国においてその法令に基づき当該居住者等の所得として取り扱われるものに対する同法第七十条、第七百七十九条若しくは第二百三十三条第一項又は租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第三項若しくは第四項、第九条の三、第九条の二第一項、第四十一条の十第一項若しくは第四十二条の二第一項まで、第四十一条の十第一項若しくは第四十二条の二第一項から第三項までの規定の適用については、これらに規定する独立企業間価格との差額は、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

6 居住者又は内国法人が当該居住者又は内国法人に係る外国関連者との取引を他の者(当該居住者は又は内国法人に係る他の外国関連者及び当該外国関連者と特殊の関係のある居住者又は内国法人を除く。以下この項において「非関連者」という。)を通じて行う場合として政令で定める場合における当該居住者又は内国法人と当該非関連者との取引は、当該居住者又は内国法人の外国連取引とみなして、第一項の規定を適用する。

7 前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等)

第十六条 外国居住者等が支払を受ける対象配当等のうち、当該居住者は又は内国法人に係る国外の権限のある機関若しくは外国の中央銀行その他の政令で定める金融機関(以下この条において「外国の権限のある機関等」という。)が支払を受ける対象利子又は外國居住者等(外国の権限のある機関等を除く。以下この項において同じ。)が支払を受ける対象利子(政令で定める金融機関によつて保証された債務に係る債権、保険の引受けが行われた債権又は間接に融資されるものに限る。以下この条において「非課税対象利子」という。)で、所得税法第六十一条第一項から第三項までの規定の適用については、これらの規定に規定する税率は、百分の十とする。

8 非居住者又は内国法人が支払を受ける非課税対象利子で所得税法第六十一条第一項に規定する国内源泉所得に該当するもののうち、当該非居住者又は内国法人に係る国外においてその法令に基づき当該非居住者又は内国法人が構成員となつてゐる当該外国において設立された団体の所得として取り扱われるものについては、同法第二百二十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第九条の三の二第一項、第四十一条の九第三項及び第四十二条の二第一項から第三項までの規定の適用はないものとする。

9 居住者又は内国法人が構成員となつてゐる当該外国において設立された団体の所得として取り扱われるもの(以下この条において「特定対象配当等」といい、次項の規定の適用があるものを除く。)に対する所得税法第六十一条第一項、第四十一条の九第三項若しくは第四十二条の二第一項から第三項までの規定の適用については、これらの規定に規定する税率は、百分の十とされるもの(以下この条において「特定対象利子」といふ)に對する所得税法第六十一条第一項、第四十一条の九第三項若しくは第四十二条の二第一項から第三項までの規定の適用については、これらの規定に規定する税率は、百分の十とする。

10 居住者又は内国法人が支払を受ける非課税対象利子で所得税法第六十一条第一項に規定する国内源泉所得に該当するもののうち、国外においてその法令に基づき当該居住者又は内国法人が構成員となつてゐる当該外国において設立された団体の所得として取り扱われるもの(次条において「特定非課税対象利子」といふ)については、同法第七条第一項第四号、第一百七十四条、第一百七十五条、第一百八十二条、第二百五条、第二百九条の三、第二百十一条若しくは第二百三十三条第二項又は租税特別措置法第八条の二第一項、第二百九条の三、第二百九条の二第一項、第四十一条の九第二項若しくは第二百三十三条第一項から第三項までの規定の適用については、これらの規定に規定する税率は、百分の十とする。

11 居住者又は内国法人が支払を受ける非課税対象利子で所得税法第六十一条第一項に規定する国内源泉所得に該当するもののうち、国外においてその法令に基づき当該居住者又は内国法人が構成員となつてゐる当該外国において設立された団体の所得として取り扱われるもの(次条において「特定非課税対象利子」といふ)については、同法第七条第一項第四号、第一百七十四条、第一百七十五条、第一百八十二条、第二百五条、第二百九条の三、第二百十一条若しくは第二百三十三条第一項から第三項までの規定の適用はないものとする。

第一項、第三項、第五項、第七項及び第九項の規定は、これらの規定に規定する対象配当等に對し所得税を課さず、又は當該対象配当等に対する所得税額をその支払を受けるべき金額に百分の十の税率若しくは控除後適用税率を乗じて計算した金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

12 第七条第七項の規定は、非居住者又は外国法人が第三国団体対象配当等（所得税法第百六十五号又は法人税法第百四十二条若しくは第百四十二条の十の規定の適用を受けるもの）を除く。以下この項において同じ。の支払を受ける場合において、当該第三国団体対象配当等について第七項又は第八項の規定の適用を受けるときについて準用する。この場合において、第七条第七項中「同項第四号」とあるのは、「所得税の額」とあるのは「所得税の額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第十五条第七項（配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）の規定の適用を受ける場合には当該所得税の額から当該金額につき百分の十の税率を乗じて計算した金額」と、同項第四号」と、「受ける第三国団体対象事業所得」とあるのは「受ける第三国団体対象配当等」と、「第七条第五項（事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税等）に規定する第三国団体対象事業所得」とあるのは「第十五条第七項に規定する第三国団体対象配当等」と、「金額」とあるのは「掲げる金額」と、「所得税の額」とあるのは「規定する控除した金額」と読み替えるものとする。

13 第七条第八項及び第九項の規定は、所得税法第百六十四条规定第一項第一号に掲げる非居住者が支払を受けるべき申告不要第三国団体対象配当等（第三国団体対象配当等（同号に定める国内源泉所得に該当するものに限る。）のうち、第七項又は第八項の規定の適用を受けるもの（租税特別措置法第八条の五第一項各号に掲げる利子等及び配当等に限る。）をいう。）に係る利子所得及び配当所得について準用する。この場合において、第七条第八項中「税率」とあるのは「税率から百分の十の税率を控除して得た率（当該非居住者が第十五条第八項の規定の適用を受ける場合に百分の二十（租税特別措置法第八条の四第一項各号に掲げる利子等及び配当等に該当する百分の十五）の税率）」と、「所得税の額」とあるのは「掲げる金額」と、同条第九項第一号及び第四号中「第七条第八項」とあるのは「第十五条第十三項（申告不要第三国団体対象配当等に係る分離課税）において準用する外国居住者等所得相互免除法第七条第九項第三号」と読み替えるものとする。

14 第七条第十項及び第十一項の規定は、居住者が支払を受けるべき特定対象利子（特定対象配当等のうち、租税特別措置法第三条第一項に規定する一般利子等に該当するものであつて第九項又は第十項の規定の適用を受けるものをいう。）に係る利子所得について準用する。この場合において、第七条第十項中「税率」とあるのは「税率から第十五条第九項において準用する控除後適用税率を控除して得た率（当該居住者が同条第十項の規定の適用を受ける場合に、百分の十五の税率）」と、「所得税の額」とあるのは「第十五条第十三項（申告不要第三国団体対象配当等に係る分離課税）において準用する外國居住者等所得相互免除法第七条第八項」と、同号中「第七条第九項第三号」とあるのは「第十五条第十三項（申告不要第三国団体対象配当等に係る分離課税）において準用する外國居住者等所得相互免除法第七条第九項中「第七条第八項」と読み替えるものとする。

15 第七条第十二項及び第十三項の規定は、居住者が支払を受けるべき特定対象収益分配（特定対象配当等のうち、租税特別措置法第八条の二第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等に該当するものであつて第九項又は第十項の規定の適用を受けるものをいふ。）に係る配当所得について準用する。この場合において、第七条第十二項中「税率」とあるのは「税率から第十五条第九項に規定する控除後適用税率を控除して得た率（当該居住者が同条第十二項の規定の適用を受ける場合は、百分の十五の税率）」と、「所得税の額」とあるのは「第十五条第十五項（特定対象収益分配に係る分離課税）において準用する外國居住者等所得相互免除法第七条第十二項」とあるのは「第十五条第十五項（特定対象収益分配に係る分離課税）において準用する外國居住者等所得相互免除法第七条第十三項」とあるのは「第十五条第十四項」と読み替えるものとする。

16 第七条第十四項及び第十五項の規定は、居住者が支払を受けるべき申告不要特定対象配当等（特定対象配当等のうち、第九項又は第十項の規定の適用を受けるもの（租税特別措置法第八条の五第一項各号に掲げる利子等及び配当等に限る。）をいう。）に係る利子所得及び配当所得について準用する。この場合において、第七条第十四項中「税率」とあるのは「税率から第十五条第七項に規定する控除後適用税率を控除して得た率（当該居住者が同条第十項の規定の適用を受けた場合には、百分の二十（租税特別措置法第八条の四第一項各号に掲げる利子等及び配当等にあつて第九項又は第十項の規定の適用を受けるもの）を除く。以下この項及び次条において「外国居住者等対象配当等」という。）を有する場合には、当該居住者等の所得税額又は法人税額のうち当該居住者等対象配当等に對応する部分の金額が、当該居住者等対象配当等の金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める税率を乗じて計算した金額を超えるときは、当該居住者等の所得税又は法人税につき、その超える金額に相当する税額を軽減する。

17 第七条第十六項及び第十七項の規定は、居住者が支払若しくは交付を受け、又は受けるべき特定対象懸賞金等（特定対象配当等のうち、租税特別措置法第四十一条の九第一項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等に該当するものであつて第九項又は第十項の規定の適用を受けるもの）に係る一時所得に該当するものに限る。）のうち、第七項又は第八項の規定の適用を受けるもの（租税特別措置法第八条の五第一項各号に掲げる利子等及び配当等に該当するものに限る。）をいう。）に係る譲渡所得、一時所得五号中「第七条第十六項」とあるのは「第十五条第十七項（特定対象懸賞金等に係る分離課税）において準用する外國居住者等所得相互免除法第七条第十六項」と、同号中「第七条第十七項第四号」とあるのは「税率から第十五条第九項に規定する控除後適用税率を控除して得た率（当該居住者が同条第十項の規定の適用を受ける場合には、百分の十五の税率）」と、同条第十七項第二号及び第五号中「第七条第十六項」とあるのは「第十五条第十七項において準用する外國居住者等所得相互免除法第七条第十七項第七項第四号」と読み替えるものとする。

18 第七条第十八項及び第十九項の規定は、居住者が支払を受けるべき特定対象給付補填金等（特定対象配当等のうち、租税特別措置法第四十一条の十第一項に規定する給付補填金等に該当するものであつて第九項又は第十項の規定の適用を受けるものをいふ。）に係る譲渡所得、一時所得及び雑所得について準用する。この場合において、第七条第十八項中「税率」とあるのは「税率から第十五条第九項に規定する控除後適用税率を控除して得た率（当該居住者が同条第十項の規定の適用を受ける場合には、百分の十五の税率）」と、同条第十九項第二号及び第五号中「第七条第十八項」とあるのは「第十五条第十八項（特定対象給付補填金等に係る分離課税）において準用する外國居住者等所得相互免除法第七条第十八項」と、同号中「第七条第十九項第四号」と読み替えるものとする。

19 第七条第十九項に規定する控除後適用税率を控除して得た率（当該居住者が同条第十項の規定の適用を受ける場合には、百分の十五の税率）と、同号中「第七条第十九項第四号」とあるのは「第十五条第十八項において準用する外國居住者等所得相互免除法第七条第十九項第四号」と読み替えるものとする。

20 第十条第一項の税率と地方税法第五十一条第一項又は第三百四十四条の四第一項に規定する法人税割の標準税率との合計に一を加えた数で除したものとして政令で定める税率（外国の権限のある機関等が有する対象利子又は外国法人である外国居住者等（外国の権限のある機関等を除く。）が有する非課税対象利子で、法人税法第百三十八条第一項に規定する国内源

泉所得に該当するもののうち、当該外国の権限のある機関等に係る外国又は当該外国居住者等に係る外国においてその法令に基づき当該外国の権限のある機関等又は当該外国居住者等の所得として取り扱われるもの（同法第百四十二条又は第百四十二条の十の規定の適用を受けるものに限る。）については、法人税を課さない。

21 外国法人（外国に本店又は主たる事務所を有する法人に限る。以下この項及び次項において同一。）が、対象配当等のうち、当該外国法人に係る外国においてその法令に基づき当該外国法人の株主等である当該外国に係る外国居住者等の所得として取り扱われる部分（法人税法第二百四十九条又は第二百四十二条の十の規定の適用を受けるものに限り、同項の規定の適用があるものを除く。以下この項及び次項において「株主等対象配当等」という。）を有する場合において、当該外国法人の法人税額のうち当該株主等対象配当等に応する部分の金額が、当該株主等対象配当等の金額に第十九項第二号に定める税率を乗じて計算した金額を超えるときは、当該外国法人の法人税につき、その超える金額に相当する税額を軽減する。

22 外国法人が有する対象利子で法人税法第二百三十八条第一項に規定する国内源泉所得に該当するもののうち、当該外国法人に係る外国においてその法令に基づき、当該外国法人の株主等である当該外国に係る外国の権限のある機関等の所得又は当該外国法人の株主等である当該外国居住者等（当該外国に係る外国の権限のある機関等を除く。）の所得（非課税対象利子に該当するものに限る。）として取り扱われる部分（同法第二百四十二条又は第二百四十二条の十の規定の適用を受けるものに限る。）については、法人税を課さない。

23 非居住者又は外国法人が、対象配当等のうち、当該非居住者又は外国法人に構成員となつてゐる当該外国において設立された団体の所得として取り扱われるもの（所得税法第二百六十五条又は法人税法第二百四十二条若しくは第二百四十二条の十の規定の適用を受けるものに限り、次項の規定の適用があるものを除く。以下この項及び次項において「相手国団体対象配当等」という。）を有する場合において、当該非居住者又は外国法人の所得税額又は法人税額のうち当該相手国団体対象配当等に対応する部分の金額が、当該相手国団体対象配当等の金額に、第十九項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める税率を乗じて計算した金額を超えるときは、当該非居住者又は外国法人の所得税又は法人税につき、その超える金額に相当する税額を軽減する。

24 外国法人が有する非課税対象利子で法人税法第二百三十八条第一項に規定する国内源泉所得に該当するもののうち、当該外国法人に係る外国においてその法令に基づき当該外国法人が構成員となるつてゐる当該外国において設立された団体の所得として取り扱われるもの（同法第二百四十二条又は第二百四十二条の十の規定の適用を受けるものに限る。）については、法人税を課さない。

25 第十九項、第二十一項及び第二十三項に規定する所得税額又は法人税額のうちこれらの規定に規定する外国居住者等対象配当等、株主等対象配当等又は相手国団体対象配当等に応する部分の金額は、これらの対象配当等の生じた年分又は事業年度分につき、これらの規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、これらの対象配当等が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

26 第一項から第十項まで及び第十九項から第二十四項までの規定は、これらの規定に規定する対象配当等のうち、次の各号に掲げる者が支払を受けるもので当該各号に定めるものについては、適用しない。

一 国内事業所等を有する外国居住者等（次号に掲げる者を除く。以下この号において同じ。）

当該外国居住者等の当該国内事業所等に帰せられるもの

二 第二条第六号イに掲げる国内事業所等を有する外国居住者等で当該国内事業所等に係る人的役務の提供を行ふ非居住者（当該非居住者の当該国内事業所等に帰せられるもの）

第一項から第十項まで及び第十九項から第二十四項までの規定は、これらの規定に規定する対象配当等（対象配当に該当するものを除く。以下この項及び次項において「対象利子等」といふ。）の支払を受ける者が外国関連者（外国居住者等で、その支払をする者との間に政令で定め

る特殊の関係のあるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）である場合において、当該外国関連者がその支払を受ける当該対象利子等の額が独立企業間価格を超えるときは、その超える部分の金額に相当する部分については、適用しない。

前項に規定する独立企業間価格とは、外国関連者との間の対象利子等に係る取引につき支払われるべき対価の額について租税特別措置法第六十六条の四第二項に規定する方法に準じて算定した金額をいう。

29 二 対象利子 信用に係る債権から生ずる所得（所得税法第二条第一項第九号に規定する公社債（以下この号において「公社債」という。）、同項第十号に規定する預貯金、貸付金その他これらに準ずる債権から生ずる所得（公社債その他の債券の割増金及び賞金を含む。）をいう。）その他の政令で定める所得（設備若しくは物品の販売又は役務の提供の対価に係る債権から生ずる所得を除く。）をいう。

30 三 対象使用料 著作権、工業所有権、模型、図面若しくは秘密として管理されている生産方式若しくは製造工程その他これらに準ずるものの使用若しくは使用の権利の対価又は産業、商業若しくは学術に関する知識経験に基づく情報の対価をいう。

31 一 対象利子（所得税法第二百六十一条第一項又は法人税法第二百三十八条第一項に規定する国内源泉所得に該当するものを除く。）

二 対象使用料（所得税法第二百六十一条第一項又は法人税法第二百三十八条第一項に規定する国内居住者等が、居住者若しくは内国法人から支払を受ける次に掲げる所得（当該居住者又は内国法人の当該外国居住者等に係る外国にある国内事業所等に相当するもの（人的役務の提供を行ふ居住者にあつては、当該居住者の当該人の役務の提供に係る当該外国にある第二条第六号イに掲げる国内事業所等に相当するものとする。次項において「外國事業所等」という。）を通じて行う事業に係るもの）を除く。）又は非居住者若しくは内国法人から支払を受ける次に掲げる所得（当該非居住者又は内国法人の国内事業所等（人的役務の提供を行ふ非居住者にあつては、当該非居住者の当該人の役務の提供に係る同号イに掲げる国内事業所等）を通じて行う事業に係るものに限る。）については、これらの所得に応する所得税法第二百六十一条第一項各号又は法人税法第二百三十八条第一項各号に掲げる国内源泉所得とみなして、所得税法その他所得税に関する法令の規定又は法人税法その他法人税に関する法令の規定及びこの章の規定を適用する。

32 一 対象利子（所得税法第二百六十一条第一項又は法人税法第二百三十八条第一項に規定する国内源泉所得に該当するものを除く。）

二 対象使用料（所得税法第二百六十一条第一項又は法人税法第二百三十八条第一項に規定する国内居住者等が、居住者若しくは内国法人から支払を受ける次に掲げる所得（当該居住者又は内国法人の外國居住者等を通じて行う事業に係るものに限る。）又は非居住者若しくは内国法人（外國居住者等の当該人の役務の提供に係る第二条第六号イに掲げる国内事業所等）を通じて行う事業に係るもの）を除く。）又は非居住者若しくは内国法人（外國居住者等の当該第三国居住者等に係る外国にある国内事業所等に相当するもの（人の役務の提供を行ふ第三国居住者等にあつては、当該第三国居住者等の当該人の役務の提供に係る当該外国にある同号イに掲げる国内事業所等に相当するもの）を通じて行う事業に係るもの）を除く。以下この項において「第三国居住者等」という。）から支払を受ける次に掲げる所得（当該第三国居住者等の当該外國居住者等に係る外国にある国内事業所等に相当するもの（人の役務の提供を行ふ第三国居住者等にあつては、当該第三国居住者等の当該人の役務の提供に係る当該外國居住者等の当該人の役務の提供に係る第二条第六号イに掲げる国内事業所等）を通じて行う事業に係るもの）については、所得税法第二百六十一条第一項又は法人税法第二百三十八条第一項に規定する国内源泉所得に該当しないものとみなして、所得税法その他所得税に関する法令の規定及びこの章の規定を適用する。

三 対象利子（所得税法第二百六十一条第一項又は法人税法第二百三十八条第一項に規定する国内源泉所得に該当するものに限る。）

二 対象使用料（所得税法第百六十二条第一項又は法人税法第百三十八条第一項に規定する国内源泉所得に該当するものに限る。）
前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

32

（配当等に対する特別徴収に係る住民税の特例等）

第十六条 住民税の納稅義務者が支払を受ける特定非課税対象利子については、地方税法第二十四条第一項第五号及び第六号、第三十二条第十二項及び第十三項、第七十一条の五、第七十一条の六、第七十二条の八から第七十二条の二十二まで、第七十二条の二十六から第七十二条の四十三まで、第七十二条の四十七並びに第三百三十三条第十二項及び第十三項の規定は、適用しない。

2 第八条第二項及び第三項の規定は、道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定非課税対象利子のうち、地方税法第二十三条第一項第十四号に掲げる利子等（同号口に規定する国外一般公社債等の利子等及び同号二に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。）に該当するものであつて前項の規定の適用を受けるもの（第四項において「特例適用利子等」という。）に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について準用する。この場合において、第八条第三項第二号中「第八条第二項」とあるのは、「第十六条第二項において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第三項第九号」と、「第八条第三項第四号」とあるのは、「第十六条第三項第十一項第四号」と、「第八条第三項第十一項第四号」とあるのは、「第十六条第三項第十一項第四号」である。

3 第八条第四項から第六項までの規定は、道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定非課税対象利子のうち、地方税法第二十三条第一項第十五号に掲げる特定配当等に該当するものであつて第一項の規定の適用を受けるもの（第五項において「特例適用配当等」という。）に係る利子所得、配当所得及び雑所得について準用する。この場合において、第八条第六項第二号中「第八条第六項第四号」とあるのは、「第十六条第六項第四号」とあるのは、「第十六条第六項第四号」と、「第八条第六項第四号」と読み替えるものとする。

4 第八条第七項及び第八項の規定は、市町村内に住所を有する個人が支払を受けるべき特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について準用する。この場合において、同項第二号中「第八条第二項」と、「第八条第八項第四号」とあるのは、「第十六条第二項において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第二項」と、「第八条第八項第四号」とあるのは、「第十六条第二項」と、「第八条第八項第四号」とあるのは、「第十六条第二項」と、「第八条第八項第四号」とあるのは、「第十六条第二項」と、「第八条第八項第四号」と読み替えるものとする。

5 第八条第九項から第十一項までの規定は、市町村内に住所を有する個人が支払を受けるべき特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得について準用する。この場合において、同項

第一号中「第八条第四項」とあるのは、「第十六条第三項において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第四項」と、「第八条第十一項第四号」とあるのは、「第十六条第五項において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第十一項第四号」と、同項第三号中「前条第十五項第三号」とあるのは、「第十五条第十六項において準用する前条第十五項第三号」と、同項第五号中

「第八条第九項」とあるのは、「第十六条第五項において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第九項」と、「第八条第十一項第四号」とあるのは、「第十六条第五項において準用する外國居住者等所得相互免除法第八条第十一項第四号」と読み替えるものとする。

6 外國居住者等である法人に対し住民税を課する場合には、その課税標準である法人税額（地方税法第二十三条第一項第四号又は第二百九十二条第一項第四号に掲げる法人税額をいう。以下この条において同じ。）のうち外國居住者等対象配当等、株主等対象配当等及び相手国団体対象配当等に対応する部分の金額による減免された金額を控除した金額とする。

7 前項の場合におけるその課税標準である法人税額のうち外國居住者等対象配当等、株主等対象配当等及び相手国団体対象配当等に対応する部分の金額は、当該法人の法人税額のうち、これら所得に對応する部分の金額として前条第二十五項の規定により計算した金額から同条第十九項、第二十一項及び第二十三項の規定によつて軽減された金額を控除した金額とする。

8 二以上の道府県又は市町村において事務所又は事業所を有する法人で第六項の規定の適用を受けるものが、地方税法第五十七条第一項又は第三百二十二条の十三第一項の規定により、その法人税額を関係道府県又は関係市町村に分割する場合には、当該法人税額を第六項の規定がある部分の金額とその他の部分の金額とに区分して、それぞれ分割するものとする。

（配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第十七条 第九条第一項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が支払を受ける前条第二項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について準用する。この場合において、第九条第一項中「第八条第二項」とあるのは、「第十六条第二項において準用する同法第八条第二項」と読み替えるものとする。

2 第九条第二項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が支払を受ける前条第三項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得について準用する。この場合において、第九条第二項中「第八条第四項」とあるのは、「第十六条第三項において準用する同法第八条第四項」と読み替えるものとする。

（割引債の償還差益に係る所得税の還付）

第十八条 租税特別措置法第四十二条の十二第七項に規定する割引債（以下この条において「割引債」という。）の発行者は、外國居住者等に対し当該割引債の同項に規定する償還差益（以下この条において「償還差益」といい、当該外國居住者等に係る外國においてその法令に基づき当該外國居住者等の所得として取り扱われる部分に限る。）の支払をする場合には、政令で定めるところにより、その支払を受ける者に対し、同法第四十二条の十二第三項の規定により徴収された所得税で同条第四項の所得税とみなされたものの額（次項又は同条第五項の規定により還付した額を除く。）に相当する金額の全部又は一部を還付する。

2 割引債の発行者は、外國法人（外國に本店又は主たる事務所を有する法人に限る。以下この項において同じ。）に対し当該割引債の償還差益（当該外國においてその法令に基づき当該外國法人の株主等である当該外國に係る外國居住者等の所得として取り扱われる部分に限る。）の支払をする場合には、政令で定めるところにより、その支払を受ける者に対し、租税特別措置法第四十二条の十二第三項の規定により徴収された所得税で同条第四項の所得税とみなされたものの額（前項又は同条第五項の規定により還付した額を除く。）に相当する金額の全部又は一部を還付す

る。

3 前二項の規定は、割引債の償還差益のうち、次の各号に掲げる者が支払を受けるもので当該各号に定めるものについては、適用しない。

う。次号及び次項において同じ。)の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)が過大となる場合

二 所得税法第六十六条规定において準用する同法第二十二条第一項第一号から第三号まで又は第一百二十三条第二項第一号若しくは第五号から第八号までに掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)が過少となる場合所得税法第七十二条第一項の規定による申告書を提出し、又は決定を受けた者(その相続人を含む。)は、当該申告書又は決定に係る年分の同法第六十一条第一項第十二号イに掲げる報酬の額のうちに前条第二項の規定の適用がある同項に規定する外國居住者等対象報酬の額が含まれていることにより、当該年分の所得税につき同法第七十二条第一項第三号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額。次項において同じ。)が過大となるときは、前条第二項の判定期間の全てにおいて同項の外國居住者等の国内における滞在期間が百八十三日に満たないこととなつた日から四月以内に、税務署長に対し、更正の請求をすることができる。

3 所得税法第七十二条第一項の規定による申告書を提出し、又は決定を受けた者(その相続人を含む。)は、当該申告書又は決定に係る年分の同法第六十一条第一項第十二号イに掲げる報酬の額のうちに前条第四項の規定の適用がある同項に規定する船舶等に係る外國居住者等対象報酬の額が含まれていることにより、当該年分の所得税につき同法第七十二条第一項第三号に掲げる金額が過大となるときは、前条第四項各号に掲げる場合に該当することとなつた日から四月以内に、税務署長に対し、更正の請求をすることができる。

4 第二十二条 所得税法第六十九条规定する非居住者である外國居住者等が支払を受ける対象的役務提供報酬(外國居住者等対象報酬又は船舶等に係る外國居住者等対象報酬(芸能人等の役務の提供に基因するものを除く。)のうち国内において行う人の役務の提供に基因するものをいふ。以下この項において同じ。)につき同法第四編第五章の規定の適用を受ける場合において、判定期間の全てにおいて当該外國居住者等の国内における滞在期間が百八十三日に満たないときは、当該外國居住者等は、当該対象的役務提供報酬に係る所得税の還付を受けるため、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出することができる。

一 その年中に支払を受ける対象的役務提供報酬の総額

二 その年中に支払を受ける対象的役務提供報酬の総額につき所得税法第四編第五章の規定により徴収された又は徴收されるべき所得税の額

三 第一号に掲げる対象的役務提供報酬の総額の支払者別内の内訳並びにその支払者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

4 第二号に掲げる所得税の額の計算の基礎その他總務省令、財務省令で定める事項

2 前項の規定による申告書の提出があつた場合には、税務署長は、同項第二号に掲げる金額に相当する所得税を還付する。

3 前項の場合において、同項の申告書に記載された第一項第二号に掲げる所得税の額(所得税法第四編第五章の規定により徴収されるべきものに限る。)のうちにまだ納付されていないものがあるときは、前項の規定による還付金の額のうちその納付されていない部分の金額に相当する金額について、その納付があるまでは、還付しない。

4 第二項の規定による還付金につき国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる同項の期間は、第一項の申告書の提出があつた日(同日後第四編第五章の規定により徴収されるべきものに限る。)のうちにまだ納付されていないものが納付された前項に規定する還付金については、その納付の日)の翌日からその後の還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充當(同法第五十七条第一項の規定による充當をいう。以下この項において同じ。)をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適したこととなつた日)までの期間とする。

5 前二項に定めるもののほか、第二項の還付の手続その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(給与に対する所得税の非課税)
第二十三条 外國居住者等(非居住者に限る。以下この条において同じ。)が支払を受ける所得税法第六十一条第一項第十二号イ又はハに掲げる給与(同号ハに掲げる給与にあつては国内において行う勤務に基因するものに限り、国際運輸業を営む居住者又は内國法人の当該国際運輸業の用に供される船舶又は航空機(当該居住者又は内國法人が国内の各地間に於いてのみ運航する船舶又は航空機を含む。)において行う勤務に基因するもの、内國法人の役員として行う勤務に基因するもの、芸能人等として国内において行う勤務に基因するもの、第二十六条第一項(第二号に係る部分に限る。)又は第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用があるもの及び第三項の規定の適用があるものを除く。以下この項において「対象給与」という。)につき同法第四編第五章の規定の適用を受けない場合において、次に掲げる要件を満たすときは、当該対象給与については、所得税を課さない。

一 判定期間の全てにおいて当該外國居住者等の国内における滞在期間が百八十三日を超えないこと。

二 当該対象給与が非居住者又は外國法人から支払われるものであること。

三 当該対象給与が非居住者又は外國法人の国内事業所等(当該対象給与の支払をする者が人的役務の提供を行う個人である場合にあつては、第二条第六号イに掲げるものに限る。)を通じて行う事業に係るものでないこと。

2 外國居住者等が支払を受ける所得税法第六十一条第一項第十二号イ又はハに掲げる給与(居住者又は内國法人が運航する船舶又は航空機において行う勤務に基因するものとして政令で定めるものに限り、第二十六条第一項(第二号に係る部分に限る。)又は第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用があるものを除く。)については、所得税を課さない。

3 外國居住者等が支払を受ける所得税法第六十一条第一項第十二号ハに掲げる給与(国外において行う勤務に基因するものに限り、国際運輸業を営む居住者又は内國法人の当該国際運輸業の用に供される船舶又は航空機において行う勤務に基因するもの、内國法人の役員として行う勤務に基因するもの及び前項又は第二十六条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用があるものを除く。)については、所得税を課さない。

4 前三项の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(給与の支払を受ける外國居住者等が短期滞在となつた場合の更正の請求の特例)

第二十四条 第二十二条第二項の規定は、前条第一項の規定の適用がある所得税法第七十二条第一項の規定による申告書を提出し、又は決定を受けた者(その相続人を含む。)について準用する。

この場合において、第二十二条第二項中「に掲げる報酬」とあるのは「又はハに掲げる給与」と、「に前条第二項」とあるのは「に第二十三条第一項」と「外國居住者等対象報酬」とあるのは「対象給与」と、「前条第二項」の判定期間の全てにおいて同項の外國居住者等の国内における滞在期間が百八十三日に満たない」とあるのは「第二十三条第一項各号に掲げる要件を満たす」と読み替えるものとする。

(給与の支払を受ける外國居住者等が短期滞在となつた場合の所得税の還付を受けるための申告等)の規定による申告書に記載された第一項第二号に掲げる所得税の額(所得税法第七十二条第一項の規定による申告書を提出し、又は決定を受けた者(その相続人を含む。)について準用する。この場合において、第二十二条第二項中「に掲げる報酬」とあるのは「又はハに掲げる給与」と、「に前条第二項」とあるのは「に第二十三条第一項」と「外國居住者等対象報酬」とあるのは「対象給与」と、「前条第二項」の判定期間の全てにおいて同項の外國居住者等の国内における滞在期間が百八十三日に満たない」とあるのは「第二十三条第一項各号に掲げる要件を満たす」と読み替えるものとする。

(外國の権限のある機関等から支払を受ける給与等に対する所得税の非課税)
第二十五条 第二十二条の規定は、所得税法第六十九条规定する非居住者である外國居住者等が支払を受ける第二十三条第一項に規定する対象給与につき同法第四編第五章の規定の適用を受ける場合において、同項各号に掲げる要件を満たすときについて準用する。

(外國の権限のある機関等から支払を受ける給与等に対する所得税の非課税)

一 外國の権限のある機関に勤務する居住者 その勤務により当該外國の権限のある機関から支払を受ける次に掲げる居住者の区分に応じそれぞれ次に定める所得

イ 居住者で、専ら当該外國の権限のある機関に勤務するために居住者となつたもの(戸籍にある者を除く。) 給与等(所得税法第一十八条第一項に規定する給与等をいう。口において同じ。)

ロイに掲げる居住者以外の居住者 紿与等のうち国外において行う勤務に基因するもの
 二 外国居住者等（非居住者に限る。以下この条において同じ。）次に掲げる給与
 イ 日本国又はその地方公共団体に勤務する次に掲げる外国居住者等がその勤務により日本国
 又は当該地方公共団体から支払を受ける所得税法第六百六十二条第一項第十二号イに掲げる給
 与のうち当該外国居住者等に係る外国において行う勤務に基因するもの

- (1) 当該外国居住者等に係る外国の権限のある機関から旅券の発給を受けることができる外
 国居住者等

- (2) (1)に掲げる外国居住者等以外の外国居住者等（専ら日本国又は当該地方公共団体に
 勤務するために当該外国に係る外国居住者等となつた者を除く。）

ロ 外国の権限のある機関に勤務する当該外国に係る外国居住者等がその勤務により当該外国
 の権限のある機関から支払を受ける所得税法第六百六十二条第一項第十二号イに掲げる給与
 次の各号に掲げる個人が支払を受ける当該各号に定める所得については、所得税を課さない。

一 外国の権限のある機関の下において勤務した居住者 その過去の勤務に基づき当該外国の権
 限のある機関から支払を受ける次に掲げる居住者の区分に応じそれぞれ次に定める所得
 イ 居住者で、専ら当該外国の権限のある機関に勤務するために居住者となつたもの（戸籍に
 ある者を除く。）退職手当等（所得税法第三十条第一項に規定する退職手当等をいう。ロに
 おいて同じ。）のうち国内において行つた勤務に基因するもの

ロ イに掲げる居住者以外の居住者 退職手当等のうち国外において行つた勤務に基因する
 もの

二 外国居住者等 次に掲げる給与
 イ 日本国又はその地方公共団体の下において勤務した次に掲げる外国居住者等がその過去の
 勤務に基づき日本国又は当該地方公共団体から支払を受ける所得税法第六百六十二条第一項第
 十二号ハに掲げる給与のうち当該外国居住者等に係る外国において行つた勤務に基因する
 もの

- (1) 当該外国居住者等に係る外国の権限のある機関から旅券の発給を受けることができる外
 国居住者等

- (2) (1)に掲げる外国居住者等以外の外国居住者等（専ら日本国又は当該地方公共団体に
 勤務するために当該外国に係る外国居住者等となつた者を除く。）

ロ 外国の権限のある機関の下において勤務した当該外国に係る外国居住者等がその過去の勤
 務に基づき当該外国の権限のある機関から支払を受ける所得税法第六百六十二条第一項第十二
 号ハに掲げる給与のうち当該外国の権限のある機関から支払を受ける所得税法第六百六十二条第一項第十二
 号ハに掲げる給与

次に掲げる個人が支払を受ける当該各号に定める年金については、所得税を課さない。
 勤務するため当該外国に係る外国居住者等となつた者を除く。）その過去の勤
 務に基づき当該外国の権限のある機関又は当該外国の権限のある機関が設立し、若しくは拠出
 した基金から支払を受ける所得税法第五十五条第四項第十号ロに掲げる年金

二 日本国又はその地方公共団体の下において勤務した外国居住者等（当該外国居住者等に係る
 外国の権限のある機関から旅券の発給を受けることができる者に限る。）その過去の勤務に基
 づき日本国若しくは当該地方公共団体又は日本国若しくは当該地方公共団体が設立し、若しく
 は拠出した基金から支払を受ける所得税法第六百六十二条第一項第十二号ロに掲げる年金

第一項各号（第二号にあっては、同号ロに係る部分に限る。）に定める所得、第二項各号（第
 二号にあっては、同号ロに係る部分に限る。）に定める所得及び前項第一号に定める年金のうち
 外国の権限のある機関の行う事業（収益を目的としないものを除く。以下この項において同じ。）
 に係る勤務に基因するものについては前項（第一項（第二号イに係る部分に限る。）、第二項（第二号イに係る部分
 に限る。）及び前項（第二号に係る部分に限る。）を除く。）の規定は、第一項各号（第二号に係る部分に限
 る。）の規定は、第一項各号（第二号に係る部分に限る。）に定める給与、第二項第二号（イに係る部分に限
 る。）に定める給与、第二項第二号（イに係る部分に限る。）に定め

る給与及び前項第一号に定める年金のうち、日本国又はその地方公共団体の行う事業に係る勤務に
 基因するものについては第一項（第二号イに係る部分に限る。）、第二項（第二号イに係る部分
 に限る。）及び前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、それ適用しない。

5 前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（外国の権限のある機関等から支払を受ける退職手当等に対する個人の住民税の非課税）

第二十七条 道府県は、外国の権限のある機関の下において勤務した居住者が、その過去の勤務に
 基づき当該外国の権限のある機関から支払を受ける次の各号に掲げる居住者の区分に応じ当該各
 号に定める所得については、地方税法第五十条の二の規定により課する道府県民税の所得割を課
 すことのできない。ただし、これらの所得のうち、当該外国の権限のある機関の行う事業（収
 益を目的としないものを除く。）に係る勤務に基因するものについては、この限りでない。

一 居住者で、専ら当該外国の権限のある機関に勤務するために居住者となつたもの（戸籍にあ
 る者を除く。）退職手当等（地方税法第五十条の二に規定する退職手当等をいう。次号におい
 て同じ。）のうち国内において行つた勤務に基因するもの

二 前号に掲げる居住者以外の居住者 退職手当等のうち国外において行つた勤務に基因する
 もの

前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3 2 市町村は、外国の権限のある機関の下において勤務した居住者が、その過去の勤務に基づき当 該外国の権限のある機関から支払を受ける次の各号に掲げる居住者の区分に応じ当該各号に定め る所得については、地方税法第三百二十九条の規定により課する市町村民税の所得割（第三十四 条第九項において「分離課税に係る所得割」という。）を課することができない。ただし、これ らの所得のうち、当該外国の権限のある機関の行う事業（収益を目的としないものを除く。）に 係る勤務に基因するものについては、この限りでない。

一 居住者で、専ら当該外国の権限のある機関に勤務するために居住者となつたもの（戸籍にあ
 る者を除く。）退職手当等（地方税法第三百二十九条に規定する退職手当等をいう。次号におい
 て同じ。）のうち国内において行つた勤務に基因するもの

二 前号に掲げる居住者以外の居住者 退職手当等のうち国外において行つた勤務に基因する
 もの

前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

4 前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（学生等又は事業修習者の給付に対する所得税の非課税）

第二十八条 専ら教育又は訓練のために国内に滞在する非居住者である外国居住者等又は居住者
 （その滞在の直前に外国居住者等であつたものに限る。）で、次の各号に掲げる者が支払を受ける
 当該各号に定める給付（非居住者である外国居住者等にあつては、所得税法第六百六十二条第一項
 に規定する国内源泉所得に該当するものに限る。）については、所得税を課さない。

一 学生 生徒又は児童 生計、教育又は訓練のための国外からの給付
 二 事業、職業又は技術に関する基礎的な知識又は技能の習得のための教育又は訓練を受けける日から起算して
 二年を経過するまでの間に支払を受けるもの

前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十九条 道府県は、当該道府県内に国内事業所等を有する外国法人である外国居住者等で当該 国内事業所等を通じて対象事業（その事業から生ずる所得の金額の全部につき所得税等の非課税 等に関する規定により法人税を課さないこととされるものをいう。以下この条において同じ。） を行う法人として政令で定めるものに対しては、道府県民税の均等割（地方税法第二十三条第一 項第一号に掲げる均等割をいう。）を課することができない。ただし、当該外国居住者等が当該 国内事業所等を通じて対象事業以外の事業を行う場合、当該国内事業所等に帰せられるべき所得 で法人税を課するもの有する場合その他の政令で定める場合は、この限りでない。

二 市町村は、当該市町村内に国内事業所等を有する外国法人である外国居住者等で当該国内事業
 所等を通じて対象事業を行なう法人として政令で定めるものに対しては、市町村民税の均等割（地
 方税法第二十三条第一項第一号に掲げる均等割をいう。）を課することができない。ただし、当該
 国内事業所等を通じて対象事業以外の事業を行う場合その他の政令で定める場合は、この限りでない。

三 4

方税法第二百九十二条第一項第一号に掲げる均等割をいう。)を課することができない。ただし、当該国外居住者等が当該国内事業所等を通じて対象事業以外の事業を行う場合、当該国内事業所等に帰せられるべき所得で法人税を課するものを有する場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

(特定国外事業所等に係る国外所得金額の計算の特例)

第三十条 居住者の所得税法第九十五条第四項第一号に規定する事業場等又は内国法人の法人税法第六十九条第四項第一号に規定する本店等とこれらの規定に規定する国外事業所等(外国に所在するものに限る。以下この項において「特定国外事業所等」という。)との間のこれらの規定に規定する内部取引(その対価の額とする額が独立企業間価格と異なることにより、当該居住者のその年分の所得税法第九十五条第一項に規定する国外所得金額(同条第四項第一号に掲げる国外源泉所得に係るものに限る。以下この項及び第三十二条第三項において同じ。)又は当該内国人の当該事業年度の法人税法第六十九条第一項に規定する国外所得金額(同条第四項第一号に掲げる国外源泉所得に係るものに限る。以下この項及び第三十二条第三項において同じ。)の計算上、当該内部取引に係る收入すべき金額若しくは収益の額が過少となる場合又は損失等の額(当該内部取引に係る所得税法第三十七条若しくは第三十八条に規定する必要経費に算入すべき金額に相当するもの若しくは資産の取得費に相当するものとして政令で定める金額又は法人税法第二十二条第三項各号に掲げる額に相当するものをいう。)が過大となる場合における当該内部取引に関する。以下この条において「特定内部取引」という。)につき、当該特定国外事業所等に係る外国の租税に関する権限のある機関が、当該居住者又は当該内國法人に係る当該外国の租税の課省令、財務省令で定めることにより國税庁長官の確認を受けたときは、当該居住者のその年分税標準又は欠損の金額(所得税法第六百六十一条第一項第一号に掲げる国内源泉所得又は法人税法第一百三十八条第一項第一号に掲げる国内源泉所得に相当する所得に係るものに限る。)の計算に当該特定内部取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従つて行われるとした場合に当該特定内部取引の対価の額とされるべき額は独立企業間価格であると認めたことにつき総務省令、財務省令で定めることにより國税庁長官の確認を受けたときは、当該居住者のその年分の所得税法第九十五条第一項に規定する国外所得金額に係る同法その他所得税に関する法令の規定又は当該内國法人の当該事業年度の法人税法第六十九条第一項に規定する国外所得金額に係る同法その他所得税に関する法令の規定は、当該特定内部取引は、独立企業間価格によるものとする。

2 前項に規定する独立企業間価格とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

一 居住者 当該居住者に係る特定内部取引の対価の額とされるべき額について租税特別措置法第四十条の三の三第二項に規定する方法に準じて算定した金額

二 内國法人 当該内國法人に係る特定内部取引の対価の額とされるべき額について租税特別措置法第六十六条の四の三第二項に規定する方法に準じて算定した金額

3 前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(外国税額控除等の特例)

第三十一条 居住者が各年において所得税法第九十五条第一項に規定する外國所得税を納付するこ

ととなる場合における同条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 外國の法令により当該外國において租税を課すことができる所得のうち政令で定めるものは、所得税法第九十五条第四項第十六号に掲げる所得に該当するものとする。

二 居住者が、居住者若しくは内國法人から支払を受ける次に掲げる所得(当該居住者又は内國法人の第十五条第三十項に規定する外國事業所等を通じて行う事業に係るものに限る。)、外國居住者等から支払を受ける次に掲げる所得(当該外國居住者等の同条第三十一項に規定する国内事業所等を通じて行う事業に係るものを除く。)又は非居住者若しくは外國法人(外國居住者等に該当するものを除く。以下この号において「第三國居住者等」という。)から支払を受ける次に掲げる所得(当該第三國居住者等に係る外國にある同項に規定する国内事業所等に相当するものを通じて行う事業に係るものに限る。)は、これらの所得に該当する所得税法第九十五条第四項各号に掲げる国外源泉所得に該当するものとする。

イ 第十五条第二十九項第二号に規定する対象利子(所得税法第九十五条第四項に規定する国

外源泉所得に該当するものを除く。)

ロ 第十五条第二十九項第三号に規定する対象使用料(所得税法第九十五条第四項に規定する居住者の所得税法第九十五条第四項第一号に掲げる所得を算定する場合において、当該居住者の国外事業所等(同号に規定する国外事業所等をいう。以下この号及び次号において同じ。)が外国に所在するときは、同項第一号に規定する内部取引には、当該居住者の国外事業所等と事業場等(同号に規定する事業場等をいう。次号において同じ。)との間の同条第七項に規定する利子の支払に相当する事実及び同項に規定する政令で定める事実は、含まれないものとする。

三 居住者の国外事業所等が、外国に所在し、かつ、当該居住者の国外事業所等が事業場等のため棚卸資産(所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産をいう。以下この号において同じ。)を購入する業務及びそれ以外の業務を行う場合には、当該国外事業所等の棚卸資産を購入する業務から生ずる同法第九十五条第四項第一号に掲げる所得は、ないものとする。

四 居住者の国外事業所等が、外国に所在するとき、同項第一号に規定する棚卸資産を購入する場合における同条の規定の適用について準用する。この場合において、同号中「第九十五条第四項各号」とあるのは、「第一百六十五条の六第四項各号」と、「第九十五条第四項に」とあるのは、「第一百六十五条の六第四項に」と読み替えるものとする。

3 前項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、国内事業所等を有する非居住者である外國居住者等が各年において所得税法第六百五十五条の六第一項に規定する外国所得税を納付することとなる場合における同条の規定の適用について準用する。この場合において、第一項第一号中「所得税法第九十五条第四項第十六号」とあるのは、「法人税法第六十九条第十五号」と、同項第二号中「所得税法第九十五条第四項各号」とあるのは、「法人税法第六十九条第四項各号」と、「所得税法第九十五条第四項に」とあるのは、「法人税法第六十九条第四項に」と、同項第三号中「所得税法第九十五条第四項第一号」とあるのは、「法人税法第六十九条第一号」と、「事業場等」とあるのは、「本店等」と、「事実及び」とあるのは、「同項に規定する事実及び」と、同項第四号中「事業場等」とあるのは、「本店等」と、「所得税法第二条第一項第十六号」とあるのは、「法人税法第二条第二十号」と、「第九十五条第四項第一号」とあるのは、「第六十九条第四項第一号」と読み替えるものとする。

4 第一项(第二号に係る部分に限る。)の規定は、国内事業所等を有する外國居住者等が各事業年度において法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人事業所等を有する外國居住者等が各事業年度において法人税法第六百四十四条の二第一項に規定する外國法人税を納付することとなる場合における同条の規定の適用について準用する。この場合において、同号中「所得税法第九十五条第四項各号」とあるのは、「法人税法第六百四十四条の二第四項各号」と、「所得税法第九十五条第四項に」とあるのは、「法人税法第六百四十四条の二第四項に」と読み替えるものとする。

(国税庁長官の確認があつた場合の更正の請求の特例等)

第三十二条 所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書、法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書若しくは地方法人税法第二条第十五号に規定する地方法人税確定申告書を提出した者は又は決定を受けた者は、所得税等の非課税等に関する規定(第三条第一項、第七条第二十一項及び第二十二項、第十条第一項、第十四条第一項及び第十三条第一項の規定を含む。)若しくは租税特別措置法第四十条の三の三第一項、第四十一条の十九の五第一項、第六十六条の四第一項、第六十六条の四の三第一項若しくは第六十七条の十八第一項の規定の適用により、又は第十五条第三十項の規定が適用されないことにより、これらの申告書又は決定に係る年分の所得税、事業年度の法人税又は課税事業年度(地方法人税法第七条第一項に規定する課税事業年度をいう。次項及び第三項において同じ。)の地方法人税の国税通則法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等に關し、その内容が異なることとなつた場合において、外國の租税に關する

る権限のある機関が当該外国の所得税又は法人税に相当する税の課税上その異なることとなつた内容を基礎とすることとなると認めたことにつき国税庁長官の確認があつたときは、当該確認の翌日から起算して二月以内に、税務署長に対し、同法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができる。

2 租税条約等実施特例法第七条第一項の規定は、前項の国税庁長官の確認があつたことにより、居住者の各年分の各種所得の金額（所得税法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額をいう。以下この項において同じ。）、内国法人の各事業年度の所得の金額若しくは各課税事業年度の基準法人税額（地方法人税法第六条第一項に規定する基準法人税額をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は外国居住者等の各年分の各種所得の金額、各事業年度の所得の金額若しくは各課税事業年度の基準法人税額のうちに減額されるものがある場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例法第七条第一項中「国税通則法第二十三条第一項又は第二項」とあるのは、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第一項」と、「当該合意をした」とあるのは、「当該確認があつた」と読み替えるものとする。

3 租税条約等実施特例法第七条第二項の規定は、第一項の国税庁長官の確認があつたことにより、居住者の各年分の所得税法第九十五条第一項に規定する国外所得金額又は内国法人の各事業年度の法人税法第六十九条第一項に規定する国外所得金額のうちに増額されることによる所徴税の金額が増額されることによつて当該居住者の各年分の所得税の額又は当該内国法人の各事業年度の所得に対する法人税の額若しくは各課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税の額のうちに減額されるものがある場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例法第七条第二項中「更正の請求」とあるのは、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第一項の規定による更正の請求」と、「当該合意をした」とあるのは、「当該確認があつた」と読み替えるものとする。

4 租税条約等実施特例法第七条第三項の規定は、第二項において準用する同条第一項の更正をする場合において、内国法人の同項の規定により減額される所得の金額のうちに外国居住者等に支払われない金額があるときについて準用する。

5 租税条約等実施特例法第七条第四項の規定は、第二項において準用する同条第一項の更正を受けた居住者、内国法人若しくは外国居住者等又は第三項において準用する同条第二項の更正を受けた居住者若しくは内国法人について準用する。この場合において、同条第四項の表所得税法第一百五十三条の項及び法人税法第八十一条の項中「租税条約等の実施による所得に対する相互主義による所徴税等の非課税等に関する法律」とあるのは、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所徴税等の特例等に関する法律」である。この場合において準用する租税条約等及び地方税法の特例等に関する法律と、同表法人税法第一百四十五条の項中「租税条約等実施特例法」とあるのは、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第二項（国税庁長官の確認があつた場合の更正の請求の特例等）において準用する租税条約等実施特例法」と、同表地方法人税法第二十四条の項中「租税条約等の実施による所得に対する相互主義による所徴税等の非課税等に関する法律」とあるのは、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第二項又は第三項において準用する租税条約等の実施による所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」と読み替えるものとする。

6 租税条約等実施特例法第七条第五項の規定は、第一項に規定する課税標準等又は税額等について準用する同条第一項の規定又は第三項において準用する同条第二項の規定による更正に係る還付金又は過納金について準用する。この場合において、同条第五項中「財務大臣が当該相手國等の権限ある当局との間で合意をした期間」とあるのは、「外国（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二条第三号に規定する政令で指定するもの

に限る。以下この項において同じ。）の租税に関する権限のある機関が当該課税標準等又は税額等につき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第一項の異なることとなつた内容に基づき当該外国の租税の課税標準等（国税通則法第二条第六号イからハまでに掲げる事項をいう。）又は税額等（同号ニからハまでに掲げる事項をいう。）が計算されたことにより当該外国に係る外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二条第三号に規定する外国居住者等が納付すべき当該外国の租税に係る延滞税に相当する税のうち免除することとした金額の計算の基礎となる期間につき国税庁長官の確認があつた場合における当該期間に相当する期間」と読み替えるものとする。

（源泉徵収による所得税に係る特別過誤納金の支給）

第三十三条 所得税等の非課税等に関する規定の適用により、外国居住者等又は居住者が支払を受ける当該所得税等の非課税等に係る規定に規定する所得（以下この項及び次条第一項において「対象所得」という。）に係る所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徵収による所得税として納付された金額が納付すべき税額を超えた場合において、外国の租税に係る権限のある機関が当該外国の所得税又は法人税に相当する税の課税上その納付すべき税額を基礎とすることとなると認めたことにつき国税庁長官の確認があつたときは、国税局長又は税務署長は、当該対象所得について同法第六条の規定その他の所得税に関する法令の規定により所得税を徴収して納付する義務がある者に対し、当該納付すべき税額と当該納付された金額との差額に相当する給付金（以下この条において「特別過誤納金」という。）を支給する。ただし、当該納付された金額に係る過誤納金に係る国に対する請求権が時効によつて消滅していない場合は、この限りでない。

2 国税局長又は税務署長は、特別過誤納金の支給をする場合において、延滞税過誤納相当額（前項の納付された金額に係る延滞税の額として納付された金額から同項の納付すべき税額に係る延滞税の額とされるべき金額を控除した金額に相当する給付金をいう。以下この条において同じ。）又は重加算税過誤納相当額（同項の納付された金額から同項の納付すべき税額に係る不納付加算税の額として納付された金額に係る不納付加算税の額として納付された金額から同項の納付すべき税額に係る不納付加算税の額とされるべき金額を控除した金額に相当する給付金をいう。以下この条において同じ。）を支給する。ただし、当該納付された金額に係る重加算税の額として納付された金額から同項の納付すべき税額に係る重加算税の額として納付された金額から同項の納付すべき税額に係る不納付加算税の額として納付された金額に相当する給付金をいう。以下この条において同じ。）があるときは、当該特別過誤納金の支給を受ける者に対し、延滞税過誤納相当額、不納付加算税過誤納相当額又は重加算税過誤納相当額を支給する。

3 国税局長又は税務署長は、特別過誤納金、不納付加算税過誤納相当額若しくは重加算税過誤納相当額の支払をし、又は充当（国税通則法第五十七条の規定による充当をいう。以下この項において同じ。）をする場合には、次の各号に掲げる特別過誤納金、不納付加算税過誤納相当額又は重加算税過誤納相当額の区分に従い当該各号に定める日の翌日から特別過誤納金、不納付加算税過誤納相当額又は重加算税過誤納相当額の支払決定の日又は充當の日までの期間の日数に応じ、その金額に年七・三パーセントの割合（各年の租税特別措置法第九十五条に規定する還付加算金特例基準割合（以下この項において「還付加算金特例基準割合」という。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該還付加算金特例基準割合）を乗じて計算した金額（以下この条において「加算金」という。）をその支払をし、又は充当をすべき金額に加算しなければならない。

一 納税の告知（国税通則法第三十六条第一項の規定による納税の告知をいう。次号において同じ。）を受けることなく納付された金額に係る特別過誤納金（当該納付された金額に係る延滞税の額として納付された金額に係る延滞税過誤納相当額を含む。）の支給をすることとなるつた日として政令で定める日の翌日から起算して一月を経過する日

二 納税の告知を受けて納付された金額に係る特別過誤納金（当該納付された金額に係る延滞税の額として納付された金額に係る延滞税過誤納相当額を含む。）の支給をすることとなるつた日として政令で定める日の翌日から起算して一月を経過する日

の納入があつた日（その日が当該更正又は決定を受けた金額の納期限（地方税法第七十一条の十七第一項又は第七十一条の三十八第一項に規定する納期限をいう。以下この号及び次号において同じ。）前である場合には、当該納期限）	3	不申告加算金過誤納相当額、当該不申告加算金過誤納相当額に係る不申告加算金又は当該重加算金過誤納相当額（当該申告加算金過誤納相当額に係る申告加算金過誤納相当額又は重加算金過誤納相当額の額は、法人の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入しないものとする。）
5 特別過誤納金、延滞金過誤納相当額、不申告加算金過誤納相当額又は加算金の支給を受ける権利は、二年間行使しないことによつて、時効により消滅する。	4	6 第一項の特別過誤納金の支給、第二項の延滞金過誤納相当額、不申告加算金過誤納相当額又は重加算金過誤納相当額の支給、第三項の加算金の加算、前項の時効その他加算金の端数計算については、地方税法第十七条、第十七条の二、第十七条の二の二並びに第十七条の四第二項及び第三項、同法第十八条の三第二項において準用する同法第十八条第二項及び第三項、同法第十八条の四の二第七項において準用する同法第二十条の四の二第七項において準用する同法第二項及び第五項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
6 第一項の特別過誤納金の支給、第二項の延滞金過誤納相当額、不申告加算金過誤納相当額又は重加算金過誤納相当額の支給、第三項の加算金の加算、前項の時効その他加算金の端数計算については、地方税法第十七条、第十七条の二、第十七条の二の二並びに第十七条の四第二項及び第三項、同法第十八条の三第二項において準用する同法第十八条第二項及び第三項、同法第十八条の四の二第七項において準用する同法第二十条の四の二第七項において準用する同法第二項及び第五項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、	5	それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
7 過誤納に係る地方団体の徴収金（以下本章において「過誤納金」という。）	6	7 第二項の二道府県が徴収した地方団体の徴収金に係る還付金等（第一号に該当するものを除く。）の還付
8 第二項及び第三項の二の二第一項第一号に該当するものとされるべき税額に係る還付金等の支払	7 第二項の二の二第一項第一号に該当するものとされるべき税額に係る還付金等の支払	
9 第二項及び第三項の二の二第一項第一号に該当するものとされるべき税額に係る還付金等の支払	8 第二項の二の二第一項第一号に該当するものとされるべき税額に係る還付金等の支払	
10 第二項及び第六百二十九条第八項において準用する場合を含む。、第七百六条の二第二項並びに第七百八十八条の十第二項ただし書の規定（これらの規定中充當に係る部分に限る。）その他政令で定める規定は、次の各号のいずれかに該当する還付金又は過誤納金（以下この条において「還付金等」という。）	9 第二項の二の二第一項第一号に該当するものとされるべき税額に係る還付金等の支払	

10 市町村長は、特別過誤納金の支給をする場合において、延滞金過誤納相当額（前項の納付され、又は納入された金額に係る延滞金の額として納付され、又は納入された金額から同項の納付し、又は納入すべき税額に係る延滞金の額とされるべき金額を控除した金額に相当する給付金をこの限りでない。）	10 第二項及び第六百二十九条第八項において準用する場合を含む。、第七百六条の二第二項並びに第七百八十八条の十第二項ただし書の規定（これらの規定中充當に係る部分に限る。）その他政令で定める規定は、次の各号のいずれかに該当する還付金又は過誤納金（以下この条において「還付金等」という。）
11 第二項及び第六百二十九条第八項において準用する場合を含む。、第七百六条の二第二項並びに第七百八十八条の十第二項ただし書の規定（これらの規定中充當に係る部分に限る。）その他政令で定める規定は、次の各号のいずれかに該当する還付金又は過誤納金（以下この条において「還付金等」という。）	11 第二項及び第六百二十九条第八項において準用する場合を含む。、第七百六条の二第二項並びに第七百八十八条の十第二項ただし書の規定（これらの規定中充當に係る部分に限る。）その他政令で定める規定は、次の各号のいずれかに該当する還付金又は過誤納金（以下この条において「還付金等」という。）
12 第二項及び第六百二十九条第八項において準用する場合を含む。、第七百六条の二第二項並びに第七百八十八条の十第二項ただし書の規定（これらの規定中充當に係る部分に限る。）その他政令で定める規定は、次の各号のいずれかに該当する還付金又は過誤納金（以下この条において「還付金等」という。）	12 第二項及び第六百二十九条第八項において準用する場合を含む。、第七百六条の二第二項並びに第七百八十八条の十第二項ただし書の規定（これらの規定中充當に係る部分に限る。）その他政令で定める規定は、次の各号のいずれかに該当する還付金又は過誤納金（以下この条において「還付金等」という。）
13 第二項及び第六百二十九条第八項において準用する場合を含む。、第七百六条の二第二項並びに第七百八十八条の十第二項ただし書の規定（これらの規定中充當に係る部分に限る。）その他政令で定める規定は、次の各号のいずれかに該当する還付金又は過誤納金（以下この条において「還付金等」という。）	13 第二項及び第六百二十九条第八項において準用する場合を含む。、第七百六条の二第二項並びに第七百八十八条の十第二項ただし書の規定（これらの規定中充當に係る部分に限る。）その他政令で定める規定は、次の各号のいずれかに該当する還付金又は過誤納金（以下この条において「還付金等」という。）

いう。以下第十五項までにおいて同じ。不申告加算金過誤納相当額（前項の納付され、又は納入された金額に係る不申告加算金の額として納付され、又は納入された金額から同項の納付し、又は納入すべき税額に係る不申告加算金の額とされるべき金額を控除した金額に相当する給付金をいう。以下第十五項までにおいて同じ。）又は重加算金過誤納相当額（前項の納付され、又は納入された金額に係る重加算金の額として納付され、又は納入された金額から同項の納付し、又は納入すべき税額に係る重加算金の額とされるべき金額を控除した金額に相当する給付金をいう。以下第十五項までにおいて同じ。）があるときは、当該特別過誤納金の支給を受ける者に対する納入すべき税額に係る重加算金過誤納相当額又は重加算金過誤納相当額を支給する。

11 市町村長は、特別過誤納金、不申告加算金過誤納相当額若しくは重加算金過誤納相当額の支払をし、又は充當をする場合には、次の各号に掲げる特別過誤納金、不申告加算金過誤納相当額又は重加算金過誤納相当額の区分に従い、当該各号に定める日の翌日から特別過誤納金、不申告加算金過誤納相当額又は重加算金過誤納相当額（第十三項及び第十四項において「加算金」という。）をその支払をし、又は充當を算した金額（第十三項及び第十四項において「加算金」という。）をその支払をし、又は充當をすべき金額に加算しなければならない。

12 一 地方税法第三百二十八条の九第一項若しくは第三項の規定による更正又は同条第二項の規定による決定（次号において「更正又は決定」という。）を受けることなく同法第三百二十八条の五第二項の規定により納入された金額に係る特別過誤納金（当該納入された金額に係る延滞金過誤納相当額として納入された金額に係る延滞金過誤納相当額を含む。）の支給をすることとなつた日として政令で定める日の翌日から起算して一月を経過する日。

二 更正又は決定により納入された金額に係る特別過誤納金（当該納入された金額に係る延滞金額として納入された金額に係る延滞金過誤納相当額を含む。）当該更正又は決定を受けた金額の納入があつた日（その日が当該更正又は決定を受けた金額の納期限（地方税法第三百二十九条第一項に規定する納期限をいう。以下この号及び次号において同じ。）前である場合には、当該納期限）

三 前二号に掲げる特別過誤納金以外の特別過誤納金、不申告加算金過誤納相当額又は重加算金過誤納相当額（当該特別過誤納金に係る過誤納金、不申告加算金過誤納相当額に係る不申告加算金又は当該重加算金過誤納相当額を含む。）当該更正又は決定を受けた金額の納期限（地方税法第三百二十九条第一項に規定する納期限をいう。以下この号及び次号において同じ。）前である場合には、当該納期限）

13 特別過誤納金（特別徵収義務者に対して支給されるものを除く。）、延滞金過誤納相当額、不申告加算金過誤納相当額及び重加算金過誤納相当額については所得税を課さないものとし、延滞金過誤納相当額、不申告加算金過誤納相当額又は所得の金額の計算上益金の額に算入しないものとする。

14 第九項の特別過誤納金の支給、第十項の延滞金過誤納相当額、不申告加算金過誤納相当額又は重加算金過誤納相当額の支給、第十一項の加算金の加算、前項の時効その他の加算金の端数計算については、地方税法第十七条、第十七条の二、第十七条の二の二並びに第十七条の四第二項及び第三項、同法第十八条の三第二項において準用する同法第十八条第二項及び第三項、同法第十八条の四第二項並びに同法第二十条の四の二第七項において準用する同条第二項及び第五項の規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

過誤納に係る地方団体の徵収金（以下本章において「過誤納金」という。）

第十七条
過誤納に係る地方団体の徵収金（以下本章において「過誤納金」という。）

関する法律第三十四条第九項に規
主義による所得に対する相互

第十七條の二 過誤納金の還付	第十七條の四 特別過誤納金等の支払	第十七條の二 過誤納金の還付	第十七條の四 特別過誤納金等の支払
過誤納金が 特別過誤納金等が	特別過誤納金等の支払	特別過誤納金等の支払	特別過誤納金等の支払
の二第六項 過誤納金の還付	の二第六項 特別過誤納金等の支払	の二第五項 過誤納金の還付	の二第五項 特別過誤納金等の支払
第十七條の四 過誤納金の還付	第十七條の四 特別過誤納金等の支払	第十七條の二 市町村が徵収した地方団体の徵収金に係る還付金 の二第一項第二等 （第二号に該当するものを除く。）の還付	第十七條の二 特別過誤納金等の支払
第十七條の四 過誤納金の還付	第十七條の四 特別過誤納金等の支払	当該還付金等 （第二号に該当するものを除く。）の還付	当該特別過誤納金等の支払
当該還付金等 （第二号に該当するものを除く。）の還付	当該支払を 特別過誤納金等	当該還付金等 （第二号に該当するものを除く。）の還付	当該支払を 特別過誤納金等

定する特別過誤納金又は同条第十項に規定する延滞金過誤納相当額、不申告加算金過誤納相当額若しくは重加算金過誤納相当額（同条第十一項の規定によりこれらに加算される金額を含む。以下この節において「特別過誤納金等」という。）

第十七条の四 第二項 第二号		還付の請求	支払の請求
第三項 第十七条の四 過誤納金の返還請求権 及び第三号		特別過誤納金等の支給を受ける	特別過誤納金等の支給を受ける
15 道府県は、当該道府県内の市町村の長が特別過誤納金、延滞金過誤納相当額、不申告加算金過誤納相当額若しくは重加算金過誤納相当額の支払をし、又は充当をした場合には、当該特別過誤納金（延滞金過誤納相当額、不申告加算金過誤納相当額又は重加算金過誤納相当額の金額（第十一項の規定により加算される金額を含む。）の五分の二に相当する金額を当該市町村に対して交付しなければならない。）	16 前三項に定めるもののほか、第九項から第十二項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。 (外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の延滞税の免除)	支払の請求	特別過誤納金等の支給を受ける
第三十五条 法人と当該法人に係る租税特別措置法第六十六条の四第一項に規定する国外関連者（国外居住者等に該当するものに限る。以下この条、次条第一項及び第三十八条において「特定国外関連者」という。）との間の国外関連取引（同法第六十六条の四第一項に規定する国外関連取引をいう。以下この条、次条第一項及び第三十八条において同じ。）につき同法第六十六条の四第一項の規定の適用がある場合において、当該国外関連取引に係る同項に規定する独立企業間価格につき第三十二条第一項の国税庁長官の確認があつたことその他の政令で定める要件を満たすときは、国税局長又は税務署長は、政令で定めるところにより、当該法人が同法第六十六条の四第一項の規定の適用により納付すべき法人税に係る延滞税及び地方法人税に係る延滞税のうちその計算の基礎となる期間で、当該特定国外関連者に係る外国の租税に関する権限のある機関が当該独立企業間価格に相当する金額に基づき当該特定国外関連者に係る当該外国の租税を減額し、かつ、その減額により還付をする金額に付さないこととした国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金に相当する金額の計算の基礎となる期間につき国税庁長官の確認があつた場合における当該期間に相当する期間に對応する部分に相当する金額を免除することができる。（国外居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納税の猶予の特例）	支払の請求	特別過誤納金等の支給を受ける	
第三十六条 法人と当該法人に係る特定国外関連者との間の国外関連取引につき租税特別措置法第六十六条の四第一項の規定の適用がある場合において、当該特定国外関連者が当該特定国外関連取引に係る当該外国における課税上に係る外国の租税に関する権限のある機関に対し当該国外関連取引に係る当該外国における課税上での取扱いに関する申立てを行つたと認めるときは、国税通則法第四十六条第一項に規定する税務署長等は、その適用に係る租税特別措置法第六十六条の四第二十七項第一号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額及び同項第三号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額並びに当該法人税の額及び地方法人税の額に係る国税通則法第六十九条に規定する加算税の額として政令で定めるところにより計算した金額を限度として、当該法人の申請に基づき、その納期限（同法第三十七条第一項に規定する納期限をいい、当該申請が当該納期限後であるときは当該申請の日とする。）から第三十二条第一項の国税庁長官の確認に基づく更正があつた日（同項の国税庁長官の確認がない場合は、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間に限り、その納税を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時において当該法人税の額及び地方法人税の額以外の国税の滞納がある場合は、この限りでない。） ② 租税特別措置法第六十六条の四の二第二項から第八項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	支払の請求	特別過誤納金等の支給を受ける	

2 租税特別措置法第六十六条の四の二第二項から第八項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

項 第二項 第五項 第四項 第一項	項 第二項 第五項 第四項 第一項
第三十六条の四 第二項 第二号	第三十六条の四 第一項の猶予の特例
① 又は租税特別措置法第六十六条の四 の二第一項	① 又は租税特別措置法第六十六条の四 の二第一項（国外居住者等との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の特例） ② 又は租税特別措置法第六十六条の四 の二第一項（国外居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の特例）
又は租税特別措置法第六十六条の四 の二第一項	又は租税特別措置法第六十六条の四 の二第一項（国外居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の特例）
② 又は租税特別措置法第六十六条の四 の二第一項	② 又は租税特別措置法第六十六条の四 の二第一項（国外居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の特例）
又は租税特別措置法第六十六条の四 の二第一項	又は租税特別措置法第六十六条の四 の二第一項（国外居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の特例）
又は租税特別措置法第六十六条の四 の二第一項	又は租税特別措置法第六十六条の四 の二第一項（国外居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の特例）
又は租税特別措置法第六十六条の四 の二第一項	又は租税特別措置法第六十六条の四 の二第一項（国外居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の特例）
又は租税特別措置法第六十六条の四 の二第一項	又は租税特別措置法第六十六条の四 の二第一項（国外居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の特例）

		第七十二条の三十九前項 の二第二項	外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第三十八条第一項
		第三十九条 第一項	同項
		第七十二条の三十九第一項 第一外國居住者等所得相互免除法第三十八条第五項に規定する期間をいい、 の二第五項	外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第三十八条第五項に規定する期間をいい、 の二第五項
		第三十九条 第一外國居住者等所得相互免除法第三十八条第五項に規定する期間をいい、 の二第五項	外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第三十八条第五項に規定する期間をいい、 の二第五項
9	第三項の通知を受けた主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事は、遅滞なく、これらの規定に規定する事項を関係道府県知事に通知しなければならない。	第三項の通知を受けた主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事は、遅滞なく、これらの規定に規定する事項を関係道府県知事に通知しなければならない。	
第十一条	地方税法第四十四条の二の規定は、次項において準用する第三十八条第三項の規定により市町村長が個人の市町村民税の徴収を猶予した場合における個人の道府県民税の徴収の猶予について準用する。	地方税法第四十四条の二の規定は、次項において準用する第三十八条第三項の規定により市町村長が個人の市町村民税の徴収を猶予した場合における個人の道府県民税の徴収の猶予について準用する。	

1	第三百二十二条の三の三第二十一項第一号	第三百二十二条の三の三第二十一項第一号	第三百二十二条の三の三第二十一項第一号
2	第三百二十二条の三の三第二十一項第一号	第三百二十二条の三の三第二十一項第一号	第三百二十二条の三の三第二十一項第一号
3	第三百二十二条の三の三第二十一項第一号	第三百二十二条の三の三第二十一項第一号	第三百二十二条の三の三第二十一項第一号
4	第三百二十二条の三の三第二十一項第一号	第三百二十二条の三の三第二十一項第一号	第三百二十二条の三の三第二十一項第一号
5	第三百二十二条の三の三第二十一項第一号	第三百二十二条の三の三第二十一項第一号	第三百二十二条の三の三第二十一項第一号
6	第三百二十二条の三の三第二十一項第一号	第三百二十二条の三の三第二十一項第一号	第三百二十二条の三の三第二十一項第一号
7	第三百二十二条の三の三第二十一項第一号	第三百二十二条の三の三第二十一項第一号	第三百二十二条の三の三第二十一項第一号
8	第三百二十二条の三の三第二十一項第一号	第三百二十二条の三の三第二十一項第一号	第三百二十二条の三の三第二十一項第一号
9	第三百二十二条の三の三第二十一項第一号	第三百二十二条の三の三第二十一項第一号	第三百二十二条の三の三第二十一項第一号

第二項		第三項		第五項		第六項	
前条第一項	対象法人の事務所又は事業所の所在地の道府県知事の道府県知事	法人税額	対象法人の事務所又は事業所の所在地の市町村長	市町村民税の納稅義務者の住所所在地の市町村長	所得稅の額の計算の基礎となつた所得	第六十六条の四第二十七条第一号	第四十条の三の三第二十二項第一号（同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する場合を含む。）
5 第三十八条第五項の規定は、国内事業所等を有する外国居住者等（事業を行う個人に限る。）の所得稅法第一百六十一条第一項第一号に規定する事業場等と国内事業所等との間の同号に規定する内部取引の対価の額とした額につき租稅特別措置法第四十条の三の三第一項の規定の適用がある場合又は事業を行う居住者の所得稅法第九十五条第四項第一号に規定する事業場等と同号に規定する国外事業所等（外国に所在するものに限る。）との間の同号に規定する内部取引の対価の額とした額につき租稅特別措置法第四十一条の十九の五第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第三十八条第五項中「法人（次条第六項から第八項までにおいて「対象法人」という。）」とあるのは「納稅義務者」と、「第六十六条の四第二十七項第一号」とあるいは「第四十条の三の三第二十二項第一号（同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する場合を含む。）」と、「法人税額の課稅標準」とされた所得に基づいて地方稅法第七十二条の三十一第三項の規定により申告納付すべき所得割の額若しくは付加価値割の額又は当該更正決定による場合を含む。）」と、「法人税額の課稅標準」とされた所得に基づいて地方稅法第七十二条の三十一第三項の規定により申告納付すべき所得割の額若しくは付加価値割の額又は当該更正決定による場合は「その納期限（地方稅法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割の額若しくは付加価値割の額並びに当該所得割の額又は付加価値割の額に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金として政令で定めるところにより計算した金額の合計額」とあるのは「所得稅の額（当該課稅上の取扱いに関する申立てに係る第三十二条第一項の國稅庁長官の確認の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）」の計算の基礎となつた所得に基づいて課された事業稅額」と、「同法第七十二条の三十一第三項又は第七十二条の四十四第一項の規定による納期限（とあるのは「その納期限（地方稅法第七十二条の六十六第一項に規定する納期限をいい。）」と、「法人税額の課稅標準とされた所得に基づいて道府県知事が地方稅法第七十二条の三十九第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十一の二第一項若しくは第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた」とあるのは「所得稅の額の計算の基礎となつた所得に基づいて道府県知事が事業稅を課した」と、「所得割の額若しくは付加価値割の額又は当該課稅上の取扱いに関する申立てに係る租稅特別措置法第六十六条の四第二十七項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額に基づいて地方稅法第五十三条第三十五項の規定により申告納付すべき法人税割の額若しくは当該更正決定に係る法人税額に基づいて道府県知事が同法第五十五条第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割の額」とあるのは「事業稅額」と読み替えるものとする。）	6 地方稅法第七十二条の五十七の二第二項から第六項までの規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得稅等の非課稅等に関する法律（以下「外國居住者等所得相互免除法」という。）第四十条第五項において準用する外國居住者等所得相互免除法第三十八条第五項において準用する外國居住者等所得相互免除法第三十八条第五項に規定する期間をいい、同項」と読み替えるものとする。前条第六項から第九項までの規定は、第五項において準用する第三十八条第五項の規定により課稅上の取扱いに関する申立てが行われたと認める場合における國稅庁長官の通知について準用	7	次条第二項において準用する前条第三項	次条第二項において準用する前条第五項	次条第五項において準用する前条第五項	次条第五項において準用する前条第五項	する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七項		第八項		第九項		第十項	
対象法人に	事業稅の納稅義務者	対象法人に	事業稅の納稅義務者	第八項	第九項	第十項	第十項
対象法人の （外國の租稅に関する権限のある機関への情報提供）	事業稅の納稅義務者	対象法人の （外國の租稅に関する権限のある機関への情報提供）	事業稅の納稅義務者	第八項 （外國の租稅に関する権限のある機関に対する情報提供）	第九項 （外國の租稅に関する権限のある機関に対する情報提供）	第十項 （外國の租稅に関する権限のある機関に対する情報提供）	第十項 （外國の租稅に関する権限のある機関に対する情報提供）

第四十一条 財務大臣は、外國の租稅に関する権限のある機関に対し、その職務（租稅に関する法令に規定する國稅庁、國稅局若しくは稅務署若しくは國稅不服審判所又は道府県若しくは市町村の職務に相当するものに限る。以下この項において同じ。）の遂行に資すると認められる租稅に関する情報（当該外國の租稅に関する法令の運用又は執行に関連するものに限る。）の提供を行ふことができる。ただし、次のいずれかに該當する場合は、この限りでない。

一 当該外國の租稅に関する権限のある機関が、我が国が行う当該情報の提供に相当する情報の提供を我が国に対して行うことができないと認められるとき。

二 我が国がこの項の規定により提供する情報について当該外國において秘密の保持が担保され得ないと認められるとき。

三 我が国がこの項の規定により提供する情報が、当該外國の租稅に関する権限のある機関の職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されるおそれがあると認められるとき、又は当該外國の租稅に関する権限のある機関が行う犯則事件の調査に使用されるおそれがあると認められるとき。

四 当該情報の提供を行うことが、租稅に関する法令の適正な執行に支障を及ぼし、その他我が国に利益を害することとなるおそれがあると認められるとき。

五 当該外國の租稅に関する権限のある機関から当該情報の提供の要請があつた場合にあつては、当該外國の租稅に関する権限のある機関が当該要請に係る情報を入手するために通常用いべき手段を用いなかつたと認められるとき（当該手段を用いることが著しく困難であると認められるときは除外する）。

前項の規定により提供される情報については、当該情報が外國の刑事案件の捜査又は審判に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。（報告金融機関等による報告事項の提供）

第四十一条の二 報告金融機関等（租稅條約等実施特例法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等をいう。以下この条において同じ。）は、その年の十二月三十一日において、当該報告金融機関等との間でその營業所等（同項第二号に規定する營業所等をいう。第三項において同じ。）を通じて特定取引（租稅條約等実施特例法第十条の五第八項第三号に規定する特定取引をいう。以下この条において同じ。）を行つた者（租稅條約等実施特例法第十条の六第一項に規定する政令で定める者を除く。）が報告対象契約を締結している場合には、その報告対象契約ごと

に、租税条約等実施特例法第十条の五第一項に規定する特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び特定居住地国（租税条約等実施特例法第十条の六第一項に規定する特定居住地国をいう。次項において同じ。）当該報告対象契約に係る資産の価額、当該資産の運用、保有又は譲渡による収入金額その他の総務省令、財務省令で定める事項（以下この条において「報告事項」という。）を、その年の翌年四月三十日までに、次に掲げる方法のいずれかにより、当該報告金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地（租税条約等実施特例法第十条の六第一項に規定する政令で定める場合には、同項に規定する政令で定める場所）の所轄税務署長に提供しなければならない。

一 総務省令、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として総務省令、財務省令で定める方法

二 当該報告事項を記録した光ディスクその他の総務省令、財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法

三 前項に規定する報告対象契約とは、特定取引に係る契約のうち次に掲げるものをいう。

一 特定居住地国が報告対象国（報告事項に相当する事項（居住者及び内国法人に係るもの）を含む。）の提供を求めるために必要な措置が講じられている外国として総務省令、財務省令で定めるもの（以下この項において同じ。）である者（特定居住地国が報告対象国である租税条約等実施特例法第十条の五第八項第六号イからハまでに掲げるものに係る同号に規定する特定組合員等を含む。）が締結しているもの

二 特定居住地国が報告対象国以外の国又は地域である特定法人（租税条約等実施特例法第十条の五第八項第四号に規定する特定法人をいう。以下この号において同じ。）で、当該特定法人に係る同項第五号に規定する実質的支配者の特定居住地国が報告対象国である特定法人が締結しているものの報告事項と異なる内容の報告事項を提供させることを主たる目的の一つとして当該租税条約等実施特例法第十条の七第一項の規定は報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた者若しくはその関係者又は当該報告金融機関等が当該特定取引に係る契約に関する報告事項について第項の規定による提供を回避することを主たる目的の一つとして当該報告事項に係る行為を行つた場合又はその行為がなかなかつたらば同項の規定により提供されたであろう報告事項と異なる内容の報告事項を提供させることを主たる目的の一つとして当該行為（当該特定取引に係る契約に係る報告事項に係る行為に限る。）を行つた場合について、同条第二項の規定はこれらのが当該特定取引に係る契約に関する報告事項について第一項の規定による提供を回避することを主たる目的の一つとして当該報告事項に係る行為を行つた場合又はその行為があつたならば同項の規定により提供されたであろう報告事項と異なる内容の報告事項を提供させることを主たる目的の一つとして当該行為（当該特定取引に係る契約に係る報告事項に係る行為に限る。）を行わなかつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条中「前二条」とあるのは、「第十条第四十一条の二第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

四 報告金融機関等は、第一項の規定により報告事項を提供した場合には、総務省令、財務省令で定めるところにより、当該報告事項に係る特定取引に係る契約が終了した日その他の総務省令、財務省令で定める日の属する年の翌年から五年間、保存しなければならない。

五 第一項に規定する報告対象契約が終了した場合の報告事項の提供の特例その他の同項の規定の適用に關係する事項は、政令で定める。

六 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、報告事項の提供に關係する調査について必要があるときは、当該報告事項の提供をする義務がある者に質問し、その者の第一項に規定する報告対象契約

1	第四十二条	この章の規定のうち、道府県に関する規定は都について、市町村に関する規定は特別区について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「道府県」、「道府県民税」又は「道府県知事」とあるのは、それぞれ「都」、「都民税」又は「都知事」と、「市町村」、「市町村民税」又は「市町村長」とあるのは、それぞれ「特別区」、「特別区民税」又は「特別区長」と読み替えるものとする。
2	第二十九条第二項	地方税法第七百三十四条第二項の場合において、同項第二号に掲げるものについては、前項の規定にかかわらず、同号に掲げる税を合わせて一の税とみなして、第十五条第十九項、第十六条第六項から第八項まで、第二十九条第二項並びに第三十八条第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
3	第三十八条第三項	第十五条第十九項第二号及び第十六条第五十一条第一項又は第三百十一条第六項
4	（実施規定）	第四条の四第一項
5	（所得税又は法人税の非課税）	第七百三十四条第三項において準用する同法第三百四十四条の四第一項
6	第四十三条	この章に定めるもののほか、この章の規定の実施及びこれらの規定の適用に關係する事項は、総務省令、財務省令で定める。
7	（第三章 国際運輸業に係る所得に対する所得税等の非課税）	（所得税又は法人税の非課税）

二条の十三の次に九条を加える改正規定、同法第七十二条の二十五の改正規定、同法第七十二条の二十六の改正規定（同条第一項の改正規定（「相当する額の事業税」の下に「(次項及び第三項において「予定申告に係る事業税額」という。)」を加える部分に限る。）並びに同条第二項及び第三項の改正規定を除く。）、同法第七十二条の二十八から第七十二条の三十一まで、第七十二条の三十三から第七十二条の三十四まで、第七十二条の三十七及び第七十二条の三十八の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七十二条の三十九から第七十二条の四十四から第七十二条の四十六まで、第七十二条の四十八及び第七十二条の四十九の改正規定、同条の次に五条、款名及び八条を加える改正規定、同法第七十二条の五十第一項、第七十二条の五十四第二項、第七十二条の五十五、第七十二条の五十九、第七十二条の六十、第七十二条の六十二から第七十二条の六十四まで、第七十二条の七十一、第七十二条の八十七及び第七十三条の四第一項第三十三号の改正規定、同項に二号を加える改正規定（同項第三十五号に係る部分に限る。）、同法第三百四十八条第二項第二号の四及び第十六号の改正規定、同項に四号を加える改正規定（同項第三十九号に係る部分に限る。）、同法第三百四十九条の三第四十項の改正規定（通信・放送機構）を「独立行政法人情報通信研究機構」に改める部分に限る。）、同法第四百四十七条第一項及び附則第三条の一第二項の改正規定、同法附則第九条第一項の改正規定（平成十五年三月三十一日）を「平成十七年三月三十一日」に改める部分を除く。）及び同条第二項の改正規定（第七十二条の二十四の二第二項第一号）に改める部分に限る。）、同法附則第九条の二、第九条の五及び第十二条の三第一項の改正規定、同条第三項の改正規定（エネルギーの使用の合理化に関する法律）の下に「（昭和五十四年法律第四十九号）」を加える部分及び「附則第三十二条第六項」を「附則第三十条第七項」に改める部分を除く。）並びに同法附則第四十条第十項の改正規定並びに次条第二項、附則第四条第一項、第四項、第六項及び第七項、第五条、第九条並びに第十一条第三項の規定、附則第二十九条の規定（地方交付税法第十四条第二項の改正規定に限る。）、附則第三十条及び第三十二条の規定、附則第三十七条の規定（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条第二項及び第三項の改正規定に限る。）並びに附則第三十八条第二項の規定 平成十六年四月一日

（外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一一部改正に伴う経過措置）

第三十二条 前条の規定による改正後の外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律第二条の規定は、平成十六年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散による清算所得に対する事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

附 則 **（平成一八年三月三一日法律第七号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。
附 則 **（平成一八年三月三一日法律第一五号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一から四まで 略

五 次に掲げる規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

イ 第八条中外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律第一条を同法第四十四条とし、同条の前に一条、一章及び章名を加える改正規定（第四十条に係る部分に限る。）及び附則第五十六条第三十四項から第三十七項までの規定

（外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十六条 この附則に別段の定めがあるものを除き、個人の所得税又は法人の法人税に関する第八条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下この条において「外国居住者等所得相互免除法」という。）の規定（第六条、第二十一条、第二十四条、第三十二条、第三十三条及び第四十四条の規定を除く。）は、個人の附則第一条第五号に定める日（以下この条において「第五号施行日」という。）の属する年の翌年（第五号施行日が平成二十九年一月一日である場合には、同年。以下この条において「適用開始年」という。）分以後の所得税又は法人の第五号施行日の属する年の翌年一月一日（第五号施行日が平成二十九年一月一日である場合には、同日。以下この条において「適用開始日」という。）以後に開始する事業年度（以下この条において「適用事業年度」という。）分の法人税若しくは適用開始日以後に開始する連結事業年度（以下この条において「適用連結事業年度」という。）分の法人税について適用する。

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、個人の道府県民税（個人の都民税を含む。以下この条において同じ。）、個人の市町村民税（個人の特別区民税を含む。以下この条において同じ。）及び個人の事業税に関する外国居住者等所得相互免除法（第三十四条を除く。）の規定は、適用開始年の翌年の四月一日の属する年度（以下この条において「適用開始翌年度」という。）以後の年度分の個人の道府県民税、個人の市町村民税又は個人の事業税について適用する。

3 この附則に別段の定めがあるものを除き、法人の道府県民税（法人の都民税を含む。以下この条において同じ。）、法人の市町村民税及び法人の事業税に関する外国居住者等所得相互免除法の規定は、適用事業年度分若しくは適用連結事業年度分の法人の道府県民税若しくは法人の市町村民税又は適用事業年度に係る法人の事業税について適用する。

4 外国居住者等所得相互免除法第七条第一項から第四項までの規定は、適用開始日以後にこれらの規定に規定する外国居住者等、外国法人若しくは非居住者が支払を受けるべき対象事業所得（同条第一項若しくは第二項に規定する外国居住者等の所得として取り扱われるもの、同条第三項に規定する外国居住者等の所得として取り扱われる部分又は同条第四項に規定する団体の所得として取り扱われるものをいう。以下この項において同じ。）又は適用開始日以後にこれらの者が支払を受けるべき対象事業所得に係る適用開始年分以後の所得税若しくは適用事業年度分の人税について適用する。

5 外国居住者等所得相互免除法第七条第五項及び第六項の規定は、適用開始日以後にこれらの規定に規定する非居住者、外国法人、居住者又は内国法人が支払を受けるべきこれらの規定に規定する第三国団体対象事業所得又は特定対象事業所得について適用する。

6 外国居住者等所得相互免除法第七条第七項（外国居住者等所得相互免除法第十一条第六項、第十五条第十二項及び第十九条第六項において準用する場合を含む。）、第八項（外国居住者等所得相互免除法第十一条第七項及び第十五条第十三項において準用する場合を含む。）、第十項（外国居住者等所得相互免除法第十一条第八項及び第十五条第十四項において準用する場合を含む。）、第十二項（外国居住者等所得相互免除法第十一条第九項及び第十五条第十五項において準用する場合を含む。）、第十四項（外国居住者等所得相互免除法第十一条第十項及び第十五条第十六項において準用する場合を含む。）、第十六項（外国居住者等所得相互免除法第十一条第十一項及び第十五条第十七項において準用する場合を含む。）及び第十八項（外国居住者等所得相互免除法第十一条第十二項及び第十五条第十八項において準用する場合を含む。）の規定は、適用開始日以後にこれらの規定に規定する非居住者、外國法人又は居住者が支払を受けるべきこれらの規定に規定する第三国団体対象事業所得、第三国団体対象国際運輸業所得、第三国団体対象配当等、第

(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律)一部改正に伴う経過措置)

第三百三十一条 第十七条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(以下この条において「新外国居住者等所得相互免除法」という。)の第三十三条第三項の規定は、令和三年一月一日以後の期間に対応する同項に規定する加算金について適用し、同前の期間に対応する第十七条の規定による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(次項において「旧外国居住者等所得相互免除法」という。)の第三十三条第三項に規定する加算金については、なお従前の例による。

二 新外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第一項の規定は、施行日の属する年以後の各年の十二月三十一日において同項に規定する報告金融機関等との間でその同項に規定する同項に規定する加算金について適用し、施行日の属する年の前年以前の各年の十二月三十一日に定する報告事項の提供について適用し、施行日以後の各年の十二月三十一日において旧外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第一項に規定する報告金融機関等との間でその同項に規定する報告事項等を通じて同項に規定する特定取引を行つた者が締結していた同項の報告対象契約による。報告対象契約に係る同項に規定する報告事項についてなお従前の例による。

三 新外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第二項の規定は、施行日以後に同項の特定取引に係る契約に関する報告事項に係る行為を行つた、又は特定取引に係る契約に関する報告事項に係る契約に関する行為を行わなかつた場合について適用する。

(罰則に関する経過措置) 第一百七十二条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に係る必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和三年三月三一日法律第一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第六条の規定(前号、第五号及び第六号に掲げる改正規定並びに同条中国民健康保険法第七十二条の五第一項、第八十二条、第八十六条及び第一百四条の改正規定を除く。)及び第七条の規定並びに附則第九条、第十七条及び第十九条の規定並びに附則第二十三条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)令和四年四月一日

附 則 (令和四年三月三一日法律第一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

五 第二条中地方税法第三十二条第十三項及び第十五項、第三十七条の四、第四十五条の二第一項ただし書、第四十五条の三第二項及び第三項、第三百十三条第十三項及び第十五項、第三百四十四条の九第一項、第三百十七条の二第一項ただし書並びに第三百十七条の三第二項及び第三項の改正規定並びに同法附則第三十三条の二第二項及び第六项、第三十五条の二の三第一項及び第五项、第三十五条の二の五並びに第三十五条の二の六の改正規定並びに第八条及び第九条並びに附則第四条、第十一条、第十九条及び第二十条の規定(令和六年一月一日) (外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律)一部改正に伴う経過措置)

第六条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第五項及び第六項(第七号に係る部分に限る。)の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

二 第八条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第十項及び第十一項(第七号に係る部分に限る。)の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置) 第二十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和四年三月三一日法律第四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

一 略

イ 第一条の規定(同条中所得税法第九条の改正規定、同法第十条の改正規定、同法第十一条の改正規定、同法第四十五条第一項の改正規定、同法第七十八条第一項第三号の改正規定、同法第一百九十六条第一項の改正規定、同法第一百九十八条の改正規定、同法第二百三条の改正規定(同条第二号及び第四号に係る部分を除く。)及び同法第二百三条の六の改正規定を除く。)並びに附則第五条、第七条、第九条、第二百二十二条、第二百二十三条及び第二百二十六条(所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第七条の改正規定及び同法附則第五十八条の改正規定に限る。)の規定(罰則に関する経過措置)

二 同法第一百九十六条第一項の改正規定、同法第一百九十八条の改正規定、同法第二百三条の改正規定(同条第二号及び第四号に係る部分を除く。)及び同法第二百三条の六の改正規定を除く。並びに附則第五条、第七条、第九条、第二百二十二条、第二百二十三条及び第二百二十六条(所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第七条の改正規定及び同法附則第五十八条の改正規定に限る。)の規定(政令への委任)

三 同法第一百九十六条第一項の改正規定、同法第一百九十八条の改正規定、同法第二百三条の改正規定(同条第二号及び第四号に係る部分を除く。)及び同法第二百三条の六の改正規定を除く。並びに附則第五条、第七条、第九条、第二百二十二条、第二百二十三条及び第二百二十六条(所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第七条の改正規定及び同法附則第五十八条の改正規定に限る。)の規定(政令への委任)

四 第三百二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に係る必要な経過措置は、政令で定める。

五 第三百二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十一条 第十五条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十四条第四項及び第十二項の規定は、法人（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二条第五号に規定する人格のない社団等を含む。）の施行日以後に開始する事業年度（令和二年改正前法人税法第二条第十二条の七に規定する連結子法人の令和二年改正前法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を除く。）の所得に対する法人税について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第九十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年三月三一日法律第三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 次に掲げる規定 令和六年四月一日

イ からへまで 略

ト 第十三条规定の外居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律

(罰則に関する経過措置)

第七十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和六年三月三〇日法律第四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第三十五条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和六年三月三〇日法律第八号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から五まで 略

六 次に掲げる規定 令和八年一月一日

イ 第十五条の規定

(罰則に関する経過措置)

第七十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。